

平成 15 年度 外交政策のレビュー (全文)

平成 15 年度においては、イラク情勢や北朝鮮情勢への対応をはじめとする日本及び国際社会の平和と安全に対する脅威への対応が大きな課題となる中で、安全保障分野における取組が最重要の課題であった。イラク人道復興支援特別措置法に基づいてイラクへの自衛隊の派遣が行われたほか、テロ対策特別措置法の延長を含めた一連のテロ対策の進展、有事法制の整備や法執行の厳正化など内外の安全保障分野における取組が進展した。

また、国際社会全体の公益を確保していくとの観点から、主要な外交課題に際して、日本は国際協調の維持・強化を推進した。イラク問題への対応に際しては、日米同盟と国際協調の重要性を両立させるとの方針に基づき、国際協調体制の構築のために一貫して努力を払ってきた。イラクの復興プロセスにおいても、日本は、国連安保理における関連決議が幅広い支持を得て採択されるよう各国に働きかけたほか、4年間で総額 50 億ドルまでという米国に次ぐ大規模な支援を表明し、国際社会のイラク支援の呼び水の役割を担うなど、国際社会全体が一致協力してイラクの復興に取り組むプロセスを推進していくことに大きく貢献した。北朝鮮との関係でも、日本は、国際協調の推進に努め、日本、米国、韓国、中国、ロシア及び北朝鮮による 8 月の六者会合の実現に結びつけた。

なお、イラク問題への対応を巡り明らかになったように、国連が国際社会の直面する脅威に有効に対処し得ていないとの問題意識から、アナン事務総長の提唱により「ハイレベル委員会」が平成 15 年 11 月に設置された。日本からは緒方貞子 JICA 総裁が参加し、国際社会が直面する様々な脅威への国連の対処につき議論が行われており、平成 16 年 12

月までに事務総長に対し報告がなされる予定である。日本国内でも、国内の国連改革に関する様々な意見を拾い上げて建設的な議論を行うため、「国連改革に関する有識者懇談会」

を立ち上げ、これまでに 5 回会合を実施し、平成 16 年 5 月には最終報告書をハイレベル委員会に提出する予定である。

さらに、開発途上国の開発と国際社会の発展に向けた取り組みの中で、開発途上国との関係強化に努めたことも大きな成果であった。第 3 回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議（太平洋・島サミット）、第 3 回アフリカ開発会議（TICAD）、日・ASEAN 特別首脳会議といった一連の大規模な首脳級会合を主催して各地域との関係強化に努めるとともに、開発問題への日本の積極的な姿勢を広く内外に印象づけることとなった。

(対米外交)

イラク問題、北朝鮮問題、テロ対策等、我が国の安全と繁栄にとり死活的に重要な現

下の政治・安全保障問題をはじめとする幅広い諸課題に取り組む上で、米国と緊密に連携し、日米安保体制を中核とする日米同盟の維持・強化を図っていくことは益々重要となっている。平成 15 年度においても、5 月の小泉総理の訪米や 10 月のブッシュ米大統領の訪日を含む首脳・外相会談や、あらゆるレベルの協議を通じ、幅広い分野に関する頻繁かつ緊密な協議や政策協調を進め、同盟の更なる強化に努めた。こうした日米両国の連携の重要性と必要性については、日本国内においても幅広い理解が得られている。平成 15 年度においては、このような同盟関係の長期的な基盤強化にも資するものとして、ペリー提督来航 150 周年（日米交流 150 周年）記念行事を日米両国で実施し、両国民の相互理解・信頼の更なる強化を図っていくことに貢献した。経済面においては、合わせて世界の GDP の半分近くを占める二大経済大国として、「摩擦から協調へ」の精神に則り、「成長のための日米経済パートナーシップ」の枠組み等の下で様々な建設的対話を引続き実施し、二国間の問題のみならず、地域的问题からグローバルな問題に至る幅広い分野での協力を進めた。また、日米安保体制について不断に信頼性の向上に努めていくことは当然であり、在日米軍に関する諸問題については、沖縄県民の負担を軽減するため、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告の着実な実施に引続き努めている。

（アジアの平和と繁栄に向けた取組）

北朝鮮をめぐる問題は、日本が直面する最も重要な外交課題の一つである。北朝鮮との関係では、日朝平壤宣言に基づき、拉致問題及び核やミサイルといった安全保障問題等の諸懸案を包括的に解決した上で国交正常化を実現することが一貫した基本方針である。北朝鮮による拉致問題については、被害者とその御家族の御意向を踏まえ、問題の全面的解決に向けて引き続き全力を尽くしているところであり、北朝鮮との直接協議を始めとして、六者会合等のあらゆる場においてその解決の重要性を強く主張している。協議においては具体的成果を見るに至っていないが、日朝双方は、日朝平壤宣言に基づき懸案を解決する必要性を認め、政府間協議を継続することを申し合わせた。また、北朝鮮の核計画は、東アジア地域の平和と安定に対する直接の脅威であるとともに、国際的な不拡散体制への重大な挑戦でもある。問題解決のためには、日朝間の問題解決に向けた取り組みに加え、米国、韓国を始めとする関係国、国際機関緊密に連携・協力していくことが不可欠であり、多くの二国間、多数国間の外交努力を行ってきた。更に、問題の解決には「対話と圧力」が必要であることから、北朝鮮に対し諸懸案の包括的な解決を求める働きかけを継続するとともに、船舶検査や輸出管理などの国内法執行等の強化に努めた。

日本と基本的な価値観を共有する韓国は、政治・経済上、極めて重要なパートナーであり、平成 15 年度は、盧武鉉新政権の下で良好な日韓関係が維持・強化され、特に、北朝鮮問題を巡る両国の連携が深化された。また、6 月に発表された「日韓首脳共同声

明」に基づき、金浦 - 羽田間の航空便運航開始（11月）、FTA 締結交渉の開始（12月）など両国経済連携が一層進展した。更に、日本文化の開放が一層進められ、日本の大衆文化が韓国で浸透する一方、映画やドラマなどの韓国文化も日本で流行するようになり、スポーツ面での交流も進展した。

日本にとり最も重要な二国間関係の一つである日中関係においては、3月に発足した新指導部との間で関係強化に向けた取組が進められ、3回の首脳会談と4回の外相会談等を通じて、日中関係の重要性と未来志向の関係構築に向けた努力が確認されるなど関係の緊密化が進んだ。また、こうした機会を捉え、二国間関係のみならず、北朝鮮情勢を始めとする地域情勢等、幅広い分野における率直な意見交換を通じて、日中間の「共通利益」を拡大していくことが重要であるとの認識を共有し、六者会合の開催を始めとする具体的成果を得ることができた。相互に最大の貿易相手国の一つとして両国間で相互依存・補完関係が深化している経済面でも、日中経済パートナーシップ協議の推進による問題解決や各種二国間協定の実施において具体的成果を出した。また、日中平和友好条約締結 25 周年記念行事もあり、人的交流の拡大による両国民間の様々なレベルでの相互理解・相互信頼が更に進んだ。なお、日本が SARS 感染に苦しむ中国に迅速な協力を行ったことは中国側にも広く感謝されており、両国関係の強化に資するものであった。

対東アジア・ASEAN 外交については、12月に日 ASEAN 特別首脳会議を主催し、で将来の日 ASEAN 関係の基本文書となる「東京宣言」とその具体的施策を示した「行動計画」を採択したほか、日中韓の三国協力、ASEAN に日中韓を加えた ASEAN + 3 の枠組みによる地域協力に進展があった。尚、東南アジアにおいては、地域の平和と安定の確保に向けて取り組むべき個別の課題も残されており、東ティモールにおける平和の定着への取り組み、ミャンマーにおける国民和解と民主化に向けた動きを具体的に進展させるため、関係国と協力した粘り強い外交努力を継続している。

（対露外交）

領土問題を解決して平和条約を締結し、真に安定的な日露関係を構築することは、日露両国の利益に適うのみならず、北東アジア地域全体にとって大きな戦略的・経済的重要性を持つとの認識に立ち、首脳・外相・事務レベルでの交渉を含め、平和条約締結に向けた取組を継続した。また、平和条約交渉の促進にも資するものとして、平成 15 年 1 月の小泉総理訪露の際に採択された「日露行動計画」に基づく協力を着実に実施した。具体的には、政治対話の深化、非核化協力、朝鮮半島情勢等国際舞台における協力、エネルギー分野を始めとする経済分野における協力、防衛、治安分野での協力、人的交流・文化交流等、幅広い分野において協力が進展した。

（対中東外交）

中東地域はテロや大量破壊兵器等の拡散の脅威が存在すると同時に、イラク、アフガニスタンの復興や中東和平といった課題を抱えており、国際社会全体の平和と繁栄に大きな影響を及ぼす地域であり、日本の長期安定的なエネルギー確保にとって死活的に重要な地域である。このような観点から、日本はこの地域の平和と安定の実現に向けて積極的に取り組んできている。

イラクについては、日本は、イラク復興に関する安保理決議の採択を関係国に働きかけるなど、国際協調体制の構築に尽力し、主体的な役割を果たしたほか、イラクに派遣される自衛隊による支援と ODA による支援を「車の両輪」としてイラクへの復興支援を進めてきた。自衛隊については、サマーワ周辺での医療、給水、学校等の公共施設の復旧整備や人道支援関連物資の輸送を開始した。また、資金協力面では、フセイン政権崩壊後いち早く復興支援を開始し、既に約 8 億 5000 万ドルの支援を実施している。また、わが国は、イラク復興国際会議で、当面の支援として主に平成 16 年の復興措置に対応するものとして、これまでの支援と併せて総額 15 億ドルの無償資金の供与、中期的な復興需要に対する支援として基本的に円借款により最大 35 億ドルまでの支援、総額 50 億ドルまでの支援を実施する旨表明した。これらのわが国の貢献は、国際社会をリードするものとして高く評価されている。

復興支援国会合を日本で開催するなど、日本として独自のイニシアティブを発揮してきたアフガニスタンでは、16 年 4 月現在で約 6 億ドルの支援を実施・決定してきた。また、本年 3 月 31 日、4 月 1 日に開催されたアフガニスタン国際会議では、今後 2 年間で 4 億ドルの支援を表明し、その結果アフガニスタンに対し 10 億ドルの支援を実施することになる。特に「平和のための登録 (Register for Peace)」構想の具体化のため、DDR (元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰) 支援や地域総合開発、所謂「緒方イニシアティブ」等は、日本が主導的な役割を果たしている。

中東和平は現在厳しい状況にあり、ロードマップが行き詰まって今後の見通しは厳しいが、日本としては関係国と協力しつつ事態の打開に向けて粘り強い働きかけを継続している。情勢に進展が見られた 15 年前半においては、4 月末にアッバース・パレスチナ首相が就任したタイミングで川口外相がパレスチナ等中東地域を訪問し、関係国に中東和平の重要性を訴えた。また、イスラエル・パレスチナ双方の官民の関係者を招いた「信頼醸成会議」を 5 月に東京で開催して和平に向けた環境整備に努めた。

イランの核問題は不拡散体制に関わる重要な問題であるが、イランが国際原子力機関 (IAEA) 追加議定書に署名するなど、前向きな動きも見られている。日本としては、イランが累次の IAEA 理事会決議の全ての要求事項を誠実に履行するよう引き続き働きかけることが重要であると考えており、これを実践してきている。また、年末のイラン地震に際して、国際緊急援助隊の派遣や自衛隊輸送機 C - 130 による救援物資の輸送といった人道支援を迅速に実施したことは、イランとの友好関係の強化に資するものであった。

(欧州外交)

E U は、国際的ルール作りを始め国際社会が直面するグローバルな取り組みに対し大きな影響力を有しているところ、戦略的なパートナーシップを強化することが日本の国際社会における立場を強化することにつながる。平成 15 年度は、ハイレベルや実務者レベルでの政治対話、パートナーシップの強化を図り、「日欧協力の 10 年」を具体化するための「日・E U 協力のための行動計画」で規定された 4 分野の協力を着実に実施した。即ち、平和と安全、経済貿易、地球規模の問題、人的・文化的交流の 4 分野について具体的に協力関係を深めた。特に、経済貿易については、双方向投資拡大のためのセミナーの開催、E U 拡大に伴うわが国の企業への負の影響への対処、規制改革対話を通じた双方でのビジネス環境の改善等に努めた。また、国連安保理常任理事国である英国、仏に加え、G 8 のメンバーであるドイツ、イタリアといった欧州主要国は国際社会に大きな影響力を有しており、それら各国との関係でも、着実な進展が見られる。

(テロとの闘いと大量破壊兵器等の拡散防止)

テロとの闘いは日本及び国際社会の安全の確保に向けた取り組みであり、テロの防止・根絶に向けた真剣な取り組みを実施してきた。日本は、テロ対策特措法に基づき、米軍等により、インド洋にて展開されている OEF-MIO (「不朽の自由」作戦の一環としての海上阻止活動) に従事する艦船に対する燃料補給支援等の協力支援活動を実施しているほか、関係国と協力してテロ関連情報の収集・分析に努め、また、テロ対策等キャパシティー・ビルディングのため、アジア諸国を中心に平成 15 年度は約 280 名を研修・セミナー等に受け入れる等国際的な反テロネットワークの構築及び国際テロ対策協力の活動を展開した。今後とも、更なる海外の日本人の安全確保、在外公館の警備強化等に向けて可能な限りの対応を行うことが必要である。

9 . 11 以降、テロの脅威と大量破壊兵器等が結びつくことは計り知れない脅威であるとの認識は広く国際社会で共有されている。したがって、テロリストが大量破壊兵器やミサイルを取得・使用することは絶対に阻止しなければならない。こうした認識に基づき、日本は、核兵器不拡散条約 (NPT) を始めとする軍縮・不拡散関連の条約の普遍化及び完全な履行を国際社会に働きかけているほか、弾道ミサイルの拡散防止に資する国際的枠組みの強化に努めている。また、米国の呼びかけにより開始された「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」に積極的に参加すると共に、アジア諸国を対象とした「アジア不拡散協議 (ASTOP)」の実施、ASEAN 全 10 ヶ国への「日・ASEAN 不拡散協力ミッション」派遣や各種セミナーの開催等を通じ、アジア地域における不拡散の取組強化に積極的に貢献した。軍縮・不拡散分野の取組は日本の安全確保に直結するものであり、積極的な取組を継続していく必要がある。

（国際経済に関する取組）

世界経済の安定と持続的な発展の中に日本の繁栄がある。日本は、G - 8、OECD、WTO等グローバルな枠組みにおける国際経済への基本的方向付けへの積極的参画、欧諸国との協力やアジア太平洋地域における協力、アジア・欧州間における協力の推進、並びに自由貿易協定を含む経済連携といった重層的な経済関係の強化・有効活用を図るとともに、伝統的な課題への対応に加えて、国際マネーロンダリング対策、テロ資金対策及び航空保安強化といった国際経済の新たな諸課題への効果的対処を着実に実施してきた。

特に、経済連携協定、自由貿易協定締結の世界的潮流の中で、経済的観点、安全保障上の観点、政治外交上の観点を踏まえ、日本は東アジア諸国との経済連携強化に努めてきており、平成13年10月の日・ASEAN首脳会議では、日・ASEAN包括的経済連携の「枠組み」につき合意した。二国間レベルの経済連携協定(EPA)ではシンガポールに加え、平成15年度には韓国との協定交渉が開始されたほか、12月の日・ASEAN特別首脳会議の際にタイ、マレーシア、フィリピンとの交渉開始にも合意した。また、投資環境の改善を目的とした日越投資協定が11月に署名された。メキシコとの交渉も、15年10月のフォックス大統領の訪日を経て、16年3月に、日・メキシコ双方の関係閣僚のテレビ会談にて、主要点につき大筋合意に達した。

（人間の安全保障に関する取組）

個人やコミュニティーに焦点を当て、人間一人一人の保護とエンパワーメント(能力強化)を図っていこうとする考え方を「人間の安全保障」といい、我が国は、外交政策の実施に際してこうした視点を重視している。平成15年5月、「人間の安全保障委員会」報告書が、緒方貞子、アマルティア・セン両共同議長によりコフィ・アナン国連事務総長へ提出された。人間の安全保障は、我が国が掲げる新しい外交理念であり、ODA大綱にもその重視を基本方針に盛り込んだほか、人間の安全保障基金を通じた具体的協力を実施した。

また、平成15年度より、従来 of 草の根無償資金協力を拡充し、人間の安全保障の理念をより強く反映させつつ草の根・人間安全保障無償資金協力として具体的協力を実施した。

（持続可能な開発 / 平和の定着に向けた取組）

日本が平成15年、持続可能な開発の分野でイニシアティブを発揮して一連の大規模な国際会議を主催し、開発への取組及び途上国との関係強化の双方において注目すべき成果をあげたことは高く評価される。

5月中旬、沖縄で開催された第3回太平洋・島サミットには、太平洋諸島フォーラム加盟15カ国・地域から、9人の首脳を含む代表が参加した。日本と太平洋諸島地域と

の開発戦略についての議論を踏まえて、首脳宣言文書と「沖縄イニシアティブ」と題する共同行動計画が発出された。

9月末には、第3回アフリカ開発会議(TICAD)が、アフリカ23カ国の元首・首脳を含め、89カ国・47国際機関から1000名以上の参加を得て成功裏に開催された。「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」に対する国際社会の支援の結集とパートナーシップの拡大を目標として議論が行われ、「TICAD10周年宣言」が採択されたほか、議論の結果をまとめた「TICADIII議長サマリー」が発出された。また、小泉総理は、今後5年間で10億ドルを目標に、保健医療、教育、水、食糧等の分野で無償資金協力の実施等を内容とする「日本の対アフリカ支援イニシアティブ」を発表した。TICADは、アフリカ開発問題についての世界最大の政策フォーラムとしての地位を確立し、組織化・制度化が求められたほか、日本のアフリカ開発に対する各種イニシアティブは国際社会から高い評価と支持を受けた。

また、「日本・ASEAN交流年2003」の締めくくりとして12月に開催された日・ASEAN特別首脳会議は、ASEAN10カ国の全首脳が初めて域外国で会した会合であり、日本とASEANとの歴史的紐帯を象徴するものとなった。

平成15年は、開発分野において「水」問題が一つの焦点となった一年であったが、わが国で開催された第3回世界水フォーラム及び閣僚級国際会議は、その流れをリードする取組となった。本会合の成果は、6月のG8エビアン・サミットにも引き継がれ、水に関するG8行動計画の作成にも肯定的な影響を与えることとなった。

政府開発援助(ODA)は、厳しい財政事情下で予算が削減傾向にあるが、ODAの重要性はいささかも変わるものではない。8月にODA大綱を11年振りに改定したが、これは内外の情勢変化に適合するODAを目指す試みとして評価される。新ODA大綱では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じてわが国の安全と繁栄の確保に資する」とし、「人間の安全保障」や「平和の構築」といった新たな考え方や開発課題を基本方針および重点課題の中に取り入れている。その他、ODA改革の成果と方向性も包括的に盛り込まれており、こうした点を踏まえて、幅広い国民参加と支持・理解を得てより戦略的かつ効果的にODAを実施していくことが必要とされている。

日本は紛争の解決に向けた取組にも近年力を入れている。この観点より、和平の促進、紛争地域の安定・治安の確保及び人道・復興支援に重点をおいて支援を行う「平和の定着」を日本発のコンセプトとして推進している。例えば、アフガニスタンにおける取組に加え、スリランカの和平プロセスについては、15年3月に第6回和平交渉を箱根で実施した。さらに、6月には「スリランカ復興開発に関する東京会議」を開催し、日本は今後3年間で、最大10億ドルの支援を行う用意がある旨表明し、スリランカの復興に向けた道筋を示した。こうした取り組みは、スリランカ和平自体への取組に加えて、「平和の定着」という日本発の外交上の新たなコンセプトを国際社会にアピールする上でも大きな意義を有する。

また、日本は、従来より国連平和維持活動（PKO）への協力を推進してきており、現在、東ティモールやゴラン高原で展開中の PKO への自衛隊部隊等の人的貢献は、国際的にも高く評価されている。

（海外邦人安全対策）

近年、年間約 1700 万人の国民が海外に渡航し、約 90 万人の永住者、長期滞在者が海外に居住しているが、常時約 120 万人以上の国民が海外に出ているという計算となる。国民の安全の確保は日本政府の最優先の課題であり、国民が安全な渡航・滞在を行うための適時適切な情報の発信や官民協力の推進及び国民の安全に対する意識を向上させるための広報活動の実施、さらに国民を巻き込む海外の戦争、内乱、自然災害、テロ、感染症の蔓延等緊急事態に対応する体制の強化、海外において事件・事故に巻き込まれた国民に対する援護体制の強化を図っている。

平成 15 年度には、事件・事故や SARS 等の感染症による被害の事前防止という観点から、テロをはじめとする治安関連情報及び医療情報の収集に努めるとともに、海外安全官民協力会議等を通じた民間との連携強化、ホームページ等の情報提供の更なる拡充に取り組んだ結果、海外安全ホームページの認知度の向上やアクセス数の大幅な増加（対前年比 2.5 倍）等が見られ、国民の海外安全に対する意識の向上に貢献したと考えられる。

また、危機管理体制の強化がなされ、イラクにおいて軍事行動が行われた際には、民間企業等への迅速な情報提供により、周辺国毎の状況に応じた早め早めの邦人退避を行い、平成 16 年 6 月 24 日 木曜日平成 16 年 6 月 24 日邦人犠牲者を出すことなくオペレーションを終了させるとともに、イラク周辺国を中心に世界的なテロ情勢をきめ細かく把握・分析し、機動的な注意喚起を行うことが出来た。

更に、増加・多様化する邦人保護事案に適切に対応するために、領事業務指針やメンタル・ケアのマニュアル等の作成、各種領事研修の強化等を通じて領事の邦人援護能力を向上させるとともに在外公館における 24 時間緊急電話対応サービスの拡充等を通じて夜間・休館日における対応能力を強化し、在外邦人から高い評価を得た。

以上、政策所管局課の第一次評価を踏まえた総合的レビューを行った見地からも、平成 15 年度の主要外交政策は全体として妥当であったと総括しうる。限られた予算と人員の中で、日本の国益に直結する重要かつ幅広い分野を対象とした政策をタイムリーに実施していくという役割は益々重要性を増しており、平成 16 年度においては、今回の評価の結果を踏まえ、更に改善が可能な点は改善を行うという不断の努力を行っていくことが必要である。

(外務省改革)

外務省は、能動的かつ戦略的な外交実施体制を構築するため、平成 14 年 8 月に策定した外務省改革に関する「行動計画」に基づき「意識・制度面での改革」と「組織・機構面での改革」を外務省改革の両輪として改革を推進している。15 年 3 月 25 日、外務省は、「行動計画」に基づき実施した改革措置を総括し発表した。また、外部有識者により構成される外務省改革に関する「変える会」(14 年 3 月発足)は、15 年 4 月 21 日、外務省の改革実施状況に関する「総括報告」を発表し、「厳しい状況下でありながら、着実に実施されていると認められる施策が多数あり、1 年あまり前と比べると、外務省は「変わった」と言えよう。しかしながら、残された課題もあり、今後の実施・運用状況を見守る必要があるものも数多い。」と総括している。

この総括後も、改革の流れを確かなものとするため、とくに重要な柱として、大使人事・人事体制の強化、省内において多様な組織文化を育てていくための体制の整備、情報公開・説明責任の徹底、領事・警備体制の強化並びに職員の意識改革や実力強化を目的とした研修の強化及び外交シンクタンクの活用と 5 つの柱を取り上げ、さらなる改革策をまとめ、15 年 8 月 25 日に発表した。

これまでに実施した改革の具体的成果としては、外部からの人材 24 名(16 年 3 月現在)を本省幹部及び大使等に積極的に起用したこと、領事シニアボランティア 10 名を在外公館に派遣するなど領事業務改善に向けた措置を導入したこと、人事における公募制度の導入、下からの評価の実施、意識改革の観点から若手職員を領事窓口業務に従事させ、また、NGO にて研修させたこと、国民と外務大臣が直接対話を行う外務省タウンミーティングを 15 年 3 月までに計 9 回実施したこと、国民の声を幅広く聴くための「広聴室」を設置したこと(15 年 1 月)、さらに本省・在外公館の運営状況、経理状況等について、これまでに 13 の本省の内部組織に対する監察、124 の在外公館に対する特別集中査察(いずれも 16 年 3 月現在)を外部専門家の参加を得て行ったことなどがあげられる。その他、全府省共通の「電子政府構築計画」が定める「国民の利便性・サービスの向上」や「IT 化に対応した業務改革」などの目標を達成し、また、外務省独自の業務の効果的な遂行を可能とするために情報通信技術(IT)を利用した業務改革を達成するため、「e-外務省構築基本構想」を策定し、15 年 12 月 22 日に公表した。現在 10 のプロジェクトチームを立ち上げ、情報セキュリティー、領事サービス、人材強化・意識改革、その他多くの分野で改革の試みに着手している。

また、組織・機構に関しては、15 年 3 月に「外務省機構改革最終報告」を発表し、「選択と集中」の考え方により、「我が国の安全と繁栄を実現するための能動的・戦略的な外交」を展開できる新しい組織・機構に 16 年夏より移行するため準備を進めている。

外務省としては、変動する国際情勢の中で、外交構想力を磨き、外交イニシアティブを発揮していくため、今後も着実な改革を進め、力強い外交を推進していくべきである。

1 事前評価

平成14年度においては、個々の政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その事前評価の方法を開発すべく検討を行った。その検討結果を踏まえて、平成15年4月から事前評価を実施した。

(1) 政府開発援助を対象として無償資金協力について総合評価を実施し、その結果を15年8月27日、10月8日及び16年1月16日に、「外務省における事前評価書」として公表

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	第四次小学校教室建設計画 (セネガル共和国)	(1)教室の新設・増設・建替えにより、約15,000人の生徒が新たに就学することが可能となる。 (2)現在行われている二部授業や過密教室の問題が大幅に緩和され、約34,000人の生徒に対して良好な学習環境を提供する。 (3)教室・便所等の学舎施設の維持管理に関する指導を行うことにより、父母・教師を中心とした学校施設の維持管理体制が確立されると共に、教育省の施設管理能力が向上する。 (4)セネガル政府の初等教育就学率を2010年までに100%にするという目標の達成に貢献できる。 (5)アフリカにおける我が国の重要な懸解・協力国であるセネガルの将来を担う人々の育成支援を通じて、二国間関係を増進させる。 本件の実施については、セネガル政府から高い優先順位を付して要請されていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年5月14日) 供与限度額1億800万円
2	ジョシナ・マシエル病院整備計画(アンゴラ共和国)	(1)施設・機材の改善および運営維持管理に係る技術指導により、三次医療機能を持つアンゴラ最大の総合病院である同病院の衛生状況、病室運営、医療サービスが改善され、三次医療施設としての機能が確保される。 (2)アンゴラにおける保健医療事情の改善に貢献する。 (3)アンゴラの復興・再建努力を支援し、地域経済の安定化を図るとともに二国間関係を増進させる。 本件の実施については、アンゴラ政府から高い優先順位を付して要請されていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年5月29日) 供与限度額8億700万円
3	中央及び北スラウェシ州橋梁改修計画(インドネシア共和国)	(1)生活道路の改善され、地域住民日常生活の改善が図られる。協力対象地域の安全・円滑な交通基盤が確保され、巡回輸送コストが削減される。 (2)協力対象地域等で、周辺地域の社会経済活力の向上が図られる。 (3)インドネシアとの二国間関係を増進させる。 本件の実施については、インドネシア政府から高い優先順位を要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年5月29日) 供与限度額0億400万円
4	ギザ市ピラミッド北部地区上水道整備計画(エジプト・アラブ共和国)	(1)当該地区住民1人当たりの給水量が現在の1日当たり50-100リットルから大幅に増加する。 (2)低水質の井戸給水の必要がなくなり、安全で安定した量の水の供給が可能となる。 (3)ギザ市における衛生事情を改善する。 (4)エジプトとの二国間関係を増進する。 本件の実施については、エジプト政府から高い優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年6月3日) 供与限度額3億3100万円
5	幹線道路改修計画(ガーナ共和国)	(1)道路改良により輸送能力が向上し、旅客及び貨物輸送量が増加する。 (2)道路改良により生活利便性の向上、安全性の向上、輸送コストの削減、農村開発の支援、地域経済の活性化、観光産業の活性化が期待される。 (3)対象区間の道路は、西アフリカ諸国を結ぶ国際幹線道路(ECONASハイウェイ)の一部であり、本件	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年6月3日) 供与限度額7億700万円

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		<p>改修により西アフリカ世或全体の人の往来や物流の活性化も期待される。</p> <p>(4) ガーナとの二国間関係を増進させる。</p> <p>本件の実施については、ガーナ政府から高、優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	
6	第二次小学校建設計画（カメルーン共和国）	<p>(1) 教室の増設及び建て替えにより、教室の過密状態が緩和（平均9人/教室から平均1人/教室）される。</p> <p>(2) 男女別所での建設による児童への衛生教育の普及、また女子の就学率向上に資する。</p> <p>(3) 教室備品の整備により、教育の質の向上に寄与する。</p> <p>(4) 適期規模の教育プログラムの策定・実施が可能となり、学校運営の効率化が実現する。</p> <p>(5) カメルーンとの二国間関係を増進する。</p> <p>本件の実施については、カメルーン政府から高、優先順位を付して要請がなされていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名（平成15年6月18日）</p> <p>供与限度額3億4500万円</p>
7	国道7号線バイパス建設計画（マダガスカル共和国）	<p>(1) 首都アンタナナリボ市への流入車両の減少により交通渋滞を緩和する。</p> <p>(2) 首都南方タンジュンバト地区の渋滞緩和による物流を正常化する。特に市街地を経由しない輸送路の確立による輸送の費用と時間的ロスを軽減する。</p> <p>(3) 穀倉・工業地帯と輸出港を結ぶ輸送路の拡充・能力向上による、沿岸の農民、軽工業従事者等による経済種族を活性化する。</p> <p>(4) マダガスカルとの二国間関係を増進する。</p> <p>本件の実施については、マダガスカル政府から高、優先順位を付して要請がなされていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名（平成15年6月23日）</p> <p>供与限度額1億2700万円</p>
8	第二次中部地方橋梁改修計画（ベトナム社会主義共和国）	<p>(1) 本計画において橋梁の架け替え及び新設が行われることにより、1) 協対象地或の安全かつ円滑な交通が確保され、2) これまでの迂回輸送コストが削減され、3) 住民の生活に資する通年交通が確保される。</p> <p>(2) ベトナムとの二国間関係を増進させる。</p> <p>本件の実施については、ベトナム政府から高、優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名（平成15年6月23日）</p> <p>供与限度額0億1000万円</p>
9	麻疹ワクチン製造施設建設計画（ベトナム社会主義共和国）	<p>(1) ベトナムにおいてWHO-GMP基準（WHOの製造管理及び品質管理基準）に適合する麻疹ワクチン製造施設及びワクチン製造機材が整備され、麻疹ワクチンの安定供給を図る。</p> <p>(2) 5歳未満死亡率、乳児死亡率を引き下げる。</p> <p>(3) ベトナムとの二国間関係を増進させる。</p> <p>本件の実施については、ベトナム政府から高、優先順位を付して要請がなされていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名（平成15年6月23日）</p> <p>供与限度額1億4100万円</p>
10	第三次カトマンズ地区配電網拡張整備計画（ネパール王国）	<p>(1) 新たな変電所の建設により、カトマンズ中心部の電力の安定供給を確保する。</p> <p>(2) 既存変電所の変圧器の容量不足による広域停電及び計画停電を解消する。</p> <p>(3) カトマンズ中心部の電力の安定供給により、社会経済種族を活性化する。</p> <p>(4) ネパールとの二国間関係を増進する。</p> <p>本件の実施については、ネパール政府から高、優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名（平成15年7月22日）</p> <p>供与限度額3億8000万円</p>
11	マータラ上水道整備計画（スリランカ）	<p>(1) 新たに給水地或となるディヤガ/配水区において、衛生状況が改善する</p> <p>(2) ガンダラ配水区及び以東の給水区或では、水道普及率が上昇し、給水人口が大幅に増加する。ま</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名（平成15年8月4日）</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		<p>た、現在日12～18時間の時給給水が行われている状況であるが、案件実施後には24時間給水が可能となる。</p> <p>(3)カンダラ以西の給水区域では、水道普及率が上昇し、現在日20時間程度の時給給水を行っている状況であるが、案件実施後には24時間給水が可能となる。</p> <p>(4)スリランカとの二国間関係を増進する。</p> <p>本件の実施については、スリランカ政府から高、優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>供与限度額4億900万円</p>
12	<p>西安市廃棄物管理改善計画 (中華人民共和国)</p>	<p>(1)中継輸送の実施により不法投棄が減少し、ごみ収集量が2,885t/日(2000年)から3,774t/日(2005年)に増える。</p> <p>(2)収集ごみの増量により、全体の発生量に対するごみ収集率が94%(2000年:市辖区全区)から100%(2005年:同)に向上する。</p> <p>(3)本計画の実施により実現する廃棄物の中継輸送システムが、廃棄物管理のモデル事例として中国中西部のみならず中国全土への技術移転図られる。</p> <p>(4)中国との二国間関係を増進する。</p> <p>本件の実施については、中国政府から高、優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年8月14日) 供与限度額3億2300万円</p>
13	<p>小学校建設計画(ベナン共和国)</p>	<p>(1)都市部では、50教室が建設されることにより、2,400人の児童が新たに収容されるとともに、最下限の学習スペース(一人当たり)の教室面積(4m²)が提供される。</p> <p>(2)農村部では、142教室が悪天候に対応できる施設に建て替えられることにより、約、000人の児童が安定した教育環境を享受することとなる。さらにこの建設により、毎年世帯主が課せられてきた悪天候時の校舎修繕に要する労働作業が解消され、修繕経費も削減される。</p> <p>(3)ベナンとの二国間関係を増進する。</p> <p>本件の実施については、ベナン政府から高、優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年9月12日) 供与限度額0億3300万円</p>
14	<p>ポリオ撲滅計画(パキスタン・イスラム共和国)</p>	<p>(1)本計画の実施によって、ポリオ・ワクチン全国一斉投与(5歳以下の全乳幼児、800万人が対象)の実施が可能となり、パキスタンのポリオ撲滅に資するとともに、同国の乳児死亡率、5才未満死亡率の低減等乳幼児の健康の改善が図られる。</p> <p>(2)ポリオ撲滅活動により、予防接種の重要性が国民に浸透し、その他の疾患(破傷風、百日咳、結核等)に対する予防接種率(EPI)が促進される。</p> <p>(3)パキスタンとの二国間関係を増進させる。</p> <p>本件の実施については、パキスタン政府が、貧困、高、人口増、低、識字率、失業の増大、エネルギーの不足、財政赤字等困難な経済社会問題に直面しながら積極的に国内開発・貧困削減に取り組んでいることから、無償資金協力を実施する必要性が高い。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成15年12月18日) 供与限度額0億3300万円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
5	プルリア揚水発電所建設計画 (11)(インド)	(1)インドでは顕著な電力不足が続いており、電力不足は産業の発展や生活レベルの改善におけるボトルネックとなっているため、インド全土で電力不足の解消が緊急課題となっている。 (2)我が国は国別理力金計において、電力・運輸を中心とした経済インフラ整備を円借款供与の重点分野と位置付けている。本案件は、インドにおける持続的経済成長・貧困削減に資するものであり、有償資金協力を実施する意義が認められる。	有償資金協力の実施 交換公文の締結(平成16年3月31日) 供与限度額25億7800万円
6	タンジュンプリオク火力発電所拡張事業(インドネシア共和国)	(1)インドネシアにおける持続的経済成長・貧困削減のためには、改革推進と経済成長との両立の実現に向け環境整備が必要であり、経済インフラの整備は、ビジネス環境を整備し、民間投資を回復するために重要である。特に、電力の安定供給は、民間投資を促進するために不可欠である。 (2)インドネシアにおける電力需要は着実に増加しつづき、とりわけ同国経済の中心であるジャワ・バリ地域においては、2004年夏には電力不足に陥るおそれが高まっている。そのような中、同地域における発電所の新設、既存設備のリハビリ等の対策が急務となっている。 (3)本事業は、ジャワ・バリ系統において、特に電力需要が集中するジャカルタ近郊の発電所増設を行うことにより、電力供給を増大させるとともに、電力供給の安定性を改善することを目的としており、同国の投資環境整備に貢献するものであり、有償資金協力を実施する意義が認められる。	有償資金協力の実施 交換公文の締結(平成16年3月31日) 供与限度額86億900万円
7	公衆衛生基礎施設整備計画 (中華人民共和国)	(1)2002年11月に中国広東省で始まったといわれ、猛威を振るった重症急性呼吸器症候群(SARS)は、患者累計5千327人、死者349人と中国に大きな被害を与え、感染対策に係る公衆衛生基盤の脆弱性を露呈した。このような事態を受け、中国政府は、公衆衛生基盤の改善に取り組んでおり、疾病予防管理・伝染病予防治療の改善、救急体制の整備、監視体制の確立等を図ることを喫緊の課題としている。 (2)SARSに代表される感染症は、我が国にも直接影響を及ぼし得るものであり、中国における公衆衛生基盤の整備を早期に図ることは、我が国の感染防止にとっても重要である。また、我が国医療施設への研修生の受け入れを通じ、対日輸出増進にも資することが期待されるため、有償資金協力を実施する意義が認められる。	有償資金協力の実施 交換公文の締結(平成16年3月31日) 供与限度額62億800万円
8	内陸部・人材育成計画(地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全)(中華人民共和国)	(1)中国の更なる市場経済化促進のためには、市場ルールに関する分野(法律、経済、会計、財務等)における人材育成が、また、深刻な環境問題の解決のためには、環境分野での人材育成が大きな課題となっている。 (2)市場ルールに関する分野における人材育成を支援することは、我が国企業の中国における貿易・投資環境整備の観点からも有益であり、さらに、環境分野の知識・ノウハウを有する人材育成を支援することは、我が国にも影響を及ぼし得る中国の環境問題の解決に資する。したがって、本事業に対し有償資金協力を実施する意義が認められる。	有償資金協力の実施 交換公文の締結(平成16年3月31日) 供与限度額54億200万円

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
9	放送施設設備計画 (中華人民共和国)	(1)市場経済化の進展に伴い、中国のメディア業界の競争は激しくなっており、中国国内の各放送局は国民のニーズに沿った質の高い番組の提供と番組の提供量の拡大を図る必要性が迫られているが、地方のラジオ・テレビ局は番組制作技術の低さと資金不足から十分な対応をとることが困難な状態にある。 (2)我が国の優れた設備・技術の普及が図られることにより、我が国の顔の見える支援、日本のブランド・イメージの強化が期待される。また、テレビ・ラジオ局職員の日本での研修、日本関連番組の購入、日本の放送局との番組の共同制作により、日中間の相互理解が増進され、また、日本の音楽、アニメ、ドラマ等がより多くの中国国民に受け入れられる契機となることか期待される。したがって、本事業に対し有償資金協力を実施する意義が認められる。	有償資金協力の実施 交換公文の締結(平成16年3月31日) 供与限度額2億200万円
10	オモン火力発電所 2号機建設計画(ベトナム社会主義共和国)	(1)ベトナムでは急激な経済発展に伴って大都市部における電力需要が急増し、特に同国南部では今後も電力消費量が増加すると見込まれている。 (2)貧困削減は経済種の基盤整備と制度改善による経済成長が重要であり、そのためベトナム国別掲げ画では「成長促進」が重点分野の一つとされている。 (3)本案件は、経済インフラ整備及び制度・政策改善を支援するものであり、有償資金協力を実施する意義が認められる。	有償資金協力の実施 交換公文の締結(平成16年3月31日) 供与限度額75億4700万円
11	ダイニン水力発電所建設計画(第三期)(ダイニン水力発電所建設計画)	(1)ベトナムでは急激な経済発展に伴って大都市部における電力需要が急増し、特に同国南部では今後も電力消費量が増加すると見込まれている。 (2)貧困削減は経済種の基盤整備と制度改善による経済成長が重要であり、そのためベトナム国別掲げ画では「成長促進」が重点分野の一つとされている。 (3)本案件は、経済インフラ整備及び制度・政策改善を支援するものであり、有償資金協力を実施する意義が認められる。	有償資金協力の実施 交換公文の締結(平成16年3月31日) 供与限度額91億4200万円

15

2 事後評価

(1) 総合評価方式を用いて、外務省の主要な18の基本政策、59の中期施策、46の重点施策、3の重点政策(政府開発援助)を対象として評価を実施し、その結果を平成16年5月中に、「評価書」として公表

1. 国・地域

(1) 対東アジア・ASEAN外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
1	幅広い分野での日・ASEAN協力の強化	日・ASEAN間の政治・経済・文化等幅広い分野での協力促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止・中・休止 4) その他	わが国の安全と繁栄にとって不可欠なアジア太平洋地域の安定と繁栄に日・ASEAN間の協力は大きな意義を有しており、このために、平成15年12月の日ASEAN特別首脳会議で発出された「東京宣言」及び「行動計画」を今後着実に実施すべく、引き続き日ASEAN関係を発展強化していく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

2	ASEAN + 3 協力の更なる拡充	ASEAN + 3 の枠組みにおける諸分野での協力促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	ASEAN + 3協力のさらなる拡充は わが国の安全と繁栄にとって不可欠なアジア大洋州地域の安定と繁栄の確保に直接的に寄与するものであり、施策の継続は必要不可欠である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
3	日中韓三国協力の深化	日中韓三国の経済を中心とする諸分野での協力促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	日中韓三国間協力は「日中韓三国間協力の促進に関する宣言」にあるような経済・貿易文化及び環境等の取組を着実に実施していくことにより、東アジアにおける平和と安定に寄与するものであり、わが国の国益に直結しており、優先的取組 継続していく必要性がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

(2) 対北韓政策

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
4	日朝二国間における取組	拉致問題や核問題 ミサイル問題を含む安全保障上の問題等日朝間の諸懸案の平和的解決の実現	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	日朝間の問題は未だ解決されておらず、今後も平和的・外交的方法によって問題の包括的解決を図る必要があるところ、施策を継続していく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
5	多数国間における取組	拉致問題や核問題 ミサイル問題を含む安全保障上の問題等日朝間の諸懸案の平和的解決の実現	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	北朝鮮を巡る諸問題は、地域の平和と安定に重大な影響を及ぼす問題であり、核問題 ミサイル問題等の北朝鮮を巡る諸問題を平和的・外交的方法で包括的に解決していくためには、米国 韓国等の関係国との緊密な連携・協力の下、六者会合のプロセス等多国間の取組を継続していくことが必要不可欠である。六者会合のプロセスは非常に重要であり、今後問題の平和的・外交的解決のため最も有効な手段として同会合を中心とした多国間の取組を続けていく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

16

(3) 対韓国外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
6	日韓間の交流の増加	日韓間の相互理解と信頼関係の一層の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	「日韓共同未来プロジェクト」は継続することにより、より多くの両国民が交流する機会を得ることとなり、施策を継続・拡大することが望ましい。また、査証(ビザ)免除に向けた取組等は両国間の交流拡大のためにも必要なプロセスであり、継続することが望ましい。	施策の継続を前提に、予算等を要求する予定である。特に「日韓共同未来プロジェクト」については、予算を継続して要求する予定である。
7	日韓間の経済関係の強化	日韓間の貿易投資の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	日韓経済関係は、日本から見て韓国は第3位の貿易相手国であり、韓国から見て日本は第2位の貿易相手国である等、非常に緊密な関係にあるが、この関係を一層強固にすることは、日韓両国が21世紀において共に繁栄していくために必要なプロセスであると考えられる。また、現在、東アジアにおいて経済連携に向けた動きが活発であるが、日韓両国が経済連携に主導的に取り組んでいくことで、東アジア地域全体の経済や安定にとっても良い影響を与えるものと考えられ、引き続き積極的に取り組んでいく。	施策を継続するとの方針を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

8	日韓間の安全保障分野での関係の強化	北東アジア地域の平和と安定のための日韓間の連携の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	引き続き、年1回を基準に日韓安政対話を開催し、対北朝鮮政策等についての連携強化を図り、両国間の安全保障分野における協力関係を促進する必要がある。特に、不安定な朝鮮半島情勢を日韓間で理解を深めることは重要である。また、必要に応じて、外務省及び防衛省のヘッドのレベルにこだわらな、随時の開催を両国とも望んでいる。	施策を継続するとの観点から、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
---	-------------------	----------------------------	--	--	--

(4) 対中国外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
9	間断なき対話を通じた日中間の各種協力の推進	幅広い分野における日中間の「共通利益」の拡大	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	間断なき対話による各種協力の推進は、効果的な対中国外交の促進に不可欠であるため、	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求への参考とする予定である。
10	日中経済関係の強化	日中間の経済問題の早期発見・未然防止と相互補完関係の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	人的交流の拡大を通じた相互理解・相互信頼の増進は、その効果について長期間で定量的に測定することは必ずしも容易ではないが、継続し、着実に実施していくことが重要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求への参考とする予定である。
11	人的交流の拡大とそのための環境整備	日中間の相互理解・相互信頼の向上と邦人保護・治安協力強化等	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	日中経済関係は貿易・投資ともに急速に拡大・深化しているほか、環境・科学等の分野でも進展しており、引き続き施策を継続していくことが必要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求への参考とする予定である。

17

(5) 対東南アジア外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
12	ベトナムとの貿易・投資関係促進に向けた取組	・日越双方の貿易投資環境の改善を通じた貿易・投資関係の量的拡大と質的変容 ・国際分業の進展 ・わが国の構造改革への寄与等	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	施策を実際に日本企業による事業種別の活性化につなげるためには、今後着実にフォローアップすることが不可欠である。わが国経済界との関係では、年次開催が定着している「貿易投資ワーキング・グループ」の他、投資協定については、履子確保に係る「合同委員会」（年一度、いずれか一方の締結国の要請により開催される）、共同イニシアティブについては「モニタリング委員会」（半年に一度）がフォローアップを行う組織として予定されており、日越双方の協力の下でこれらを着実に実施していくこととする。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

13	インドネシアの安定・発展に向けた努力に対する支援等を通じた、良好な二国間関係の推進	・各種支援を通じた投資環境の改善 ・インドネシアの経済・社会の安定の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	平成15年6月のメガワティ大統領の国賓としての訪日の際に行われた首脳会議において、両首脳は、二国間関係を強化するべく基本的テーマの一つが改革過程の促進及び繁栄の達成であるとの見解を共有した。また、メガワティ大統領は、インドネシアの改革過程及び民主化の加速化に向けたわが国の援助と支援に対して謝意を表明し、これに対して、小泉総理より、わが国はインドネシアの改革努力に対し、更なる効率的・効果的な支援を行うことを確認した。 また、同首脳会議では、テロ対策についての二国間協力に関する宣言を発出した。平成16年2月の釜外務大臣とハッサン外相との会談でもこの方針が確認された。したがって、インドネシア支援の重点分野にテロ対策を盛り込む必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求を行っていく方針である。
----	---	---	--	--	------------------------------------

(6) 対南西アジア外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
14	日印グローバル・パートナーシップの強化	政治、安全保障、経済、文化、地球環境問題等広範な分野での協力強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	平成15年の日印高官級対話会議では、政治・安全保障面を中心とした今後の日印協力関係について、副外務大臣の訪印では、経済面での今後の日印協力関係について、さらには、シンポジウム「インド：台頭するグローバル・パワー 新時代の日印協力戦略」においては、総合的な日印関係強化について、様々な示唆を得たところであり、このような豊富な材料を具体的に実施していくことが今後の課題であり、引き続きこの施策の継続が必要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
15	スリランカの「平和の定着」への貢献	・過去20年間続いた民族紛争の終結 ・日本の国際的地位の向上	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	東京宣言で打ち出した「支援の実施と平和の進展とのリンケージ」の理念を実践するために、わが国を核とする共同議長が中心となって国際社会は今後、和平プロセスの策定及び監視を行っていく必要がある。そのため、平成15年9月、スリランカで第1回東京会議フォローアップ会合（議長：明石政府代表）が開催されたが、その際、今後東京会議のフォローアップを行うことが合意された。スリランカ政府からも、わが国が今後、復旧開発の分野で国際社会をリードする役割を果たすことが期待されており、わが国が東京会議で表明した今後3年間で最大10億ドルの支援の実施を含め、スリランカにおける恒久的な平和の実現に向けて、引き続きスリランカ和平プロセスへの支援を継続していく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

18

(7) 対大洲諸国外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
16	豪州との政治・経済等幅広い分野での友好・協力関係の推進	各種協議を通じた友好関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	様々な基本的理念を共有する日本と豪州がその関係をより緊密化させ、アジア太平洋地域における創造的なパートナーとなることは、変動する国際社会において、日本が政策的にも経済的にも安定的な立場を確保する上で不可欠である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求等作成の参考とする予定である。

17	ニュージーランドとの政治・経済等幅広い分野での友好・協力関係の推進	各種協議を通じた友好協力関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	ニュージーランドとわが国は、アジア太平洋に位置し基本的な価値を共有しており、多くの点で両国の意見は一致しているが、捕鯨等一部の点については意見を異にし、地域の安全保障や国境を越える問題等への対応においては今後協働体制構築すべき分野などがあり、両国の政策の更なる協調に向けて継続的な意見調整が必要である。また、ニュージーランドより提案のあった両国関係緊密化の推進は両国間の交流を促進するのみならず、両国間の協調関係を更に強固なものとして今後とも継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
18	大洋州島嶼との幅広い分野での友好・協力関係の推進	各種協議を通じた友好協力関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	平成15年8月、日本・太平洋諸島フォーラム(PIF)各国首脳第34回PIF総会コミュニケーションにおいて、「太平洋・島サミット」開催に対する日本への感謝と同サミットの3年ご一度の開催を要望する旨表明しているように、大洋州における島嶼国と日本との幅広い分野での友好・協力関係の一層の推進に力ける域内各国の評価と期待は大きく、今後とも強化に努めていきたい。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

(8) 対外交

19

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
19	政治分野での協力の推進	日米両国が直面する共通の政治・安全保障面での諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	平成15年度日本政府が実施してきた政府間の協議の実施、また、議会関係者・有識者を含む政府対話・交流の促進は、政治・安全保障問題に関する日米間の緊密な連携、ひいては、日米同盟の維持・強化に有効であったことを踏まえ、今後とも継続・強化していく。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
20	経済分野での協力の推進	日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	日米両国の経済財源から考えても、日米経済が安定した協調関係を立脚して持続的に成長することは、引き続き世界経済の成長のためにも必要不可欠である。また、最近はいわゆる「貿易摩擦」は表面化してはいるが、両国の経済財源の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後大きな二国間の紛争が表面化する可能性が低いとは言えない。 したがって、今後とも引き続き、日米間の対話の枠組みを多面的に維持・発展させること、世界的なルールに則って個別問題の処理に当たること、民間部門と日米経済関係について率直な議論を行い、対米経済政策立案に力ずことは、世界経済全体にとっても、また、日米関係全般の維持・強化のために経済分野における「摩擦」の種を早めに取り除くとの観点からも、政策的に極めて重要と考える。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
21	安全保障分野での協力の推進	日米安全保障協力の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	アジア太平洋地域は、冷戦後も依然として不安定性及び不確実性が存在しており、日米安全保障体制と、その信頼性向上のための様々な日米両国間の協力は、わが国のみならず、この地域の平和と安定にとり重要な意義を有する。日本の安全と繁栄と不可分の関係にあるアジア太平洋地域、ひいては国際社会全体の平和・安定と繁栄を実現するため、様々なレベルでの外交努力を積み重ねていくことが重要である。その一環としてわが国は、安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続するとともに、在日米軍の適切な半周辺住民の負担につき、引き続きその軽減に向けて努力していく必要があると考える。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

22	日米間の交流・相互理解の促進	両国における日米関係を担う人材の育成。両国における日米関係の重要性に関する認識。親日・親米感情の更なる醸成	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	この施策は中長期の視野に立って継続的に実施することでより大きな効果を期待できるものであり、今後とも継続していくことが望ましい。短期的には、平成16年も引き続き日米交流150周年の節目に当たり、積極的に各種広報・文化・交流事業を実施していく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、今後の予算要求作成の参考とする予定である。
----	----------------	---	--	---	---

(9) 対中南米外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
23	チリとの二国間関係の強化	・日・チリ二国間経済協定の開催 ・政策対話の実施	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	近年、国際社会においてその役割を強化しているチリとの間で、二国間関係の強化のみならず、国際社会における良きパートナーとして協力関係を一層強化するため、「政策対話」を継続することはわが国にとって有益である。また、日系進出企業の種別を側面支援するためにも、「二国間経済協定」を継続し、二国間経済関係の強化に努めることは重要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
24	メキシコとの経済関係の強化	・日・メキシコ経済連携強化のための協定締結交渉における実質合意の達成	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	平成15年10月のフォックス大統領就任の際の日・メキシコ共同声明に示されているように、両国首脳が今後とも経済関係の強化を進める必要性につき合意している。また、世界第10位のGDPを誇るメキシコは、経済が安定しており、様々なビジネスチャンスがある魅力あふれる国として日本の財界における関心も高い。このように、二国間の経済関係の促進に向けた政府の施策に対する期待は高く、本件施策の推進が日本の利益増進につながると考えられることから、今後もメキシコとの経済関係の強化という中期施策を継続する。また、短期事業として挙げられている日・メキシコ経済協定への協力の推進については、日メキシコ経済関係の官民一体での取組みに資することから、引き続き政府の短期事業の一つとして協力を継続する。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
25	カリブ共同体(カリコム)諸国との対話	・国連等の国際的な場での対日協力姿勢の確保・強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	カリコム諸国との対話を促進するための施策は、効果的に実施され、期待された効果をあげている。また、来年度においても、国連 国際開発委員会(IMC)等において、わが国にとり重要な議題が国際社会において議論されることから、引き続きカリコム諸国の協力を維持・強化することが必要である。したがって、本件施策を来年度も継続することが適当である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

(10) 対欧州外交(二国間外交)

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針
--	------	---------	-----------------	---------------

26	政治対話の実施	・二国間関係の強化 ・相互諒解関係の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	わが国の対外外交を効果的に実施していくためには、日頃より良質な二国間関係を構築し、強化していくことが重要であるとの認識に基づき、国際会議開閉時の往來の機会等を活用しつつ、引き続き政治対話を積極的に行っていく。 実施にあたっては、西次第一課担当の国は14カ国、西次第二課担当の国は14カ国、中・東次第一課担当の国は14カ国、中・東次第二課担当の国は14カ国このほかに、いずれの国との政治対話を優先すべきかにつき、その時々国際情勢及び中・長期視点から、戦略的に検討していく。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
27	特に主要国との間で国際場における協力の推進	・二国間の文脈にとまらぬ、グローバルな協力関係の構築	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	この施策は優先的に実施されるべきものであり、また、実施された結果、多くの面において有効であった。今後とも最大限の結果が得られる範囲において人的・金銭的コストを最小限にすべく留意しつつ、継続する。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
28	相互諒解の増進 ・人的交流 ・文化交流	・二国間関係の基盤の強化・拡充	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	この施策の有効性、必要性に基づき、今後とも継続して実施する。なお、その実施にあたっては、現在の実施方法(青年招入のスキーム等)を、より効果的に実施する方途を検討していく。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

(11) 対日外交

21

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
29	「日欧協力の10年」の実施	欧州全体との関係強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	この施策は、毎年日・EU定期首脳協議でレビューされており、EU側からも日・EU間の協力を推進する上で重要な施策と認識されているので、日・EU関係を停滞させないためにも今後も継続する必要がある。	機軸改定により平成16年8月から発足する欧州同政策結果において、より実効的に本件を推進する体制を構築する予定。
30	政治対話の着実な実施	・日・EU関係の強化・拡充 ・信頼関係の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	本件施策は、EU側からも日・EU間のパートナーシップを構築する上で重要な事項と認識されており、今後も継続すべきである。	機軸改定により平成16年8月から発足する欧州同政策結果において、より実効的に本件を推進する体制を構築する予定。
31	各種協議・協力の推進	日・EU間での幅広い協力関係の構築(特に実務者レベル)	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	国際的テロの拡大をはじめとした国際社会における諸問題に対処するため、世界の主要アクターであるEUとの協力は今後益々重要になると思慮され、本件施策は今後も継続が必要。	機軸改定により平成16年8月から発足する欧州同政策結果において、より実効的に本件を推進する体制を構築する予定。
32	相互諒解の増進 ・人的交流 ・文化交流	日・EU関係の基盤の強化・拡充	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	EUは平成16年5月に15カ国から25カ国に拡大し、国際社会における存在感を強めている。日・EU関係の基盤となる人と人との交流を通じた相互諒解の増進のための取組は、継続して行うことが重要である。また、日・EU市民交流年を成功裡に実施するための準備も引き続き行う必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求の際の参考とする予定である。

(12) 対中央アジア・コーカサス地域外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針
--	------	---------	-----------------	---------------

33	政治対話（要人交流）の足進	要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中央アジア・コーカサス諸国からは わが国の経理及び外相に対する訪問の要請が様々な機会にみられており、これら諸国のわが国に対する期待に応えるためにも、また、9.11米国内で発生したテロ事件以降の世界的な地政学的な重要性の高まりに鑑み、政治対話を継続するだけでなく、さらに強化する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
34	人材育成、インフラ整備への支援による市場経済化の足進	より一層の経済安定化、発展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中央アジア・コーカサス諸国の多くにおいてわが国はドナーとして上位を占めており、支援継続への要請が極めて高い。また、わが国の支援は国民にも広く知られており、わが国の地位向上にも寄与している。わが国のプレゼンスを高め、国際社会におけるわが国の立場への支持を強化するためにも、対中央アジア・コーカサス支援を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
35	主要国との中央アジアに関する情報交換、協議の実施	わが国外交の広報、各国・機関からの情報収集	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	わが国が中央アジア・コーカサス諸国との関係強化を進めるにあたり、米、露などの主要国と情報交換、政策の調整を行うことが極めて外交の政策立案、実施を行う上で必須であり、今後ともこのような活動を実施してきたい。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

(13) 対ロシア外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針	
22	36	・平和条約締結への取組 ・条約交渉 ・北方領土問題解決に向けた環境整備	・平和条約交渉の進展 ・領土問題解決に向けた環境整備の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	日露間には、未だ北方領土問題が未解決のまま残されている。この問題については、わが国としては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する、という一貫した方針に立っており、平成15年度もこのような方針に則って、首脳・外務大臣・事務レベルでそれぞれ精力的な交渉が継続された。今後は、幅広い分野で日露関係を進展させていく中で、それぞれの分野が互いに肯定的な相互作用を及ぼし合うことを通じて、この問題についても前進を図っていくことが重要である。そのためにはこれらの手筈を通して、平和条約交渉の進展及び領土問題解決に向けた環境整備の進展に努めなくてはならない。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
	37	経済分野における協力推進	経済分野での日露協力の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	現在「日露重複計画」が着実に実現され、特に「貿易投資促進のための協力、太平洋パイプライン・プロジェクトを始めとするエネルギー分野での協力が進展し、こうした協力の進展は平成15年12月のカシヤノフ首相の訪日の際に「共同声明」の中で確認された。今後ともこれらの施策を通して、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことがわが国経済界の利益増進のみならず、平和条約交渉の観点から重要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
	38	国際舞台における協力推進	各種国際問題に関する日露協力の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	現在「日露重複計画」が着実に実施され、グローバルな問題の解決のための協力分野及び軍備管理・軍縮・不拡散分野における協力が進展され、イラク情勢、朝鮮半島情勢等の地域情勢に関する対話が行われ、国際舞台における協力が推進された。今後とも「重複計画」の着実な実現を通して、「国際舞台における協力」を推進していくことが重要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

39	政治対話の積極的実施	ハイレベル及び事務レベルでの相互諒解関係の強化と各種分野での協力関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	現在「日露種痘画」が着実に実施され、首脳及び閣僚レベル等での積極的日露両国間関係の幅広がり及び巨着な進展ことでの重要な契機となっており、このことが両国民間の諒解及び相互理解の深化を大きく促進されてきている。今後とも「日露種痘画」の着実な実現を通して、政治対話の積極的実施を図ることにより、ハイレベル及び事務レベルでの協力関係の進展に努めることが重要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
40	相互理解の増進 ・人物交流 ・文化交流	・文化面における日露関係の深化 ・両国民間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	現在「日露種痘画」が着実に実施され、日露間の文化交流及び人的交流が拡大傾向にある。これらの施策は、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後とも両国民間の相互理解の増進に努めることは重要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

(14) 中東和平問題

	中期施策	期待される効果		中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針
41	当事者に対する働きかけ	紛争当事者間の対話と交渉の促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中東世域の平和と安定は、わが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及び、わが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
42	関係国との積極的協議	中東世域の安定化と経済的発展及び中東政策におけるわが国の国際的な発言力の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中東世域の平和と安定は、わが国の平和と繁栄にも直結する問題であり、中東和平はその鍵である点及び、わが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
43	パレスチナ国家建設支援	「二国家構想」の実現に向けたロードマップの推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中東世域の平和と安定は、わが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及び、わが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
44	信頼醸成措置	紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意成立に向け、紛争当事者を対話のテーブルにつかせること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中東世域の平和と安定は、わが国の平和と繁栄にも直結する問題であり、中東和平問題はその鍵である点及び、わが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
45	多角的中東外交	中東和平に関し、経済支援のみならず政治的側面も含めてプロセス全体に関与	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中東世域の平和と安定は、わが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及び、わが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
46	わが国の立場と支援姿勢の積極的広報	中東和平に関して高まる内外の関心に応え、中東和平準備におけるわが国の存在感を高めること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	和平努力に対するわが国の支援姿勢を積極的にPRするため、引き続き、外務大臣発言及び外務省報道官発言の発出、外務省HPの更新等の施策を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

(15) イラク復興支援

	中期施策	期待される効果		中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針
--	------	---------	--	-----------------	---------------

47	人道・復興支援の実施	国民の生活水準の向上、復興の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果が上がっているものである。四半世紀にわたるサダム・フセインの支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることも目標としている。イラク復興は、国連の関与が不可欠であり、この目的の達成のためには、今後とも、わが国を含む国際社会が継続的にイラク人の努力を支援していくことが極めて重要である。	イラクの迅速な復興を達成していくためにも、施策を継続すると評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。
48	政治プロセス及び治安分野での協力	イラクにおける正式政権の早期勝算、治安の改善	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果も上がっているものである。また、イラクの政治プロセス及び治安の動向は予断を許さず、イラク再建に向けたイラク人の努力を継続的に支援していくことが不可欠である。わが国は、政治プロセスが着実に進展し、イラク内各派が受け入れ可能なイラク人によるイラク人のための新しい政府が樹立され、一日も早く国際社会に復帰することを期待しており、国際社会が政治プロセスを一致して支持・支援し、着実に進展するよう、今後とも関係国への働きかけを続けること、及びイラクの治安・善後復興支援の進展に大きく影響していることから、継続的な支援を行うことが重要である。	イラクの再建を可能な限り支援していくためにも、施策を継続すると評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。
49	関係国・国際機関との緊密な協議・協力	広範な諸国・機関との連携	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果が上がっているものである。本件は、四半世紀にわたるサダム・フセインの支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることを目標としている。イラク復興は、国連の十分な関与を得るから幅広、国際社会の参画を得て進められるべきとの考えの下、引き続き関係国・国際機関と緊密に連携していく必要がある。	イラクの迅速な復興を達成していくためにも、施策を継続すると評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。
50	二国間関係の強化	二国間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果も見られる。さらに、今後とも中東世或及び国際社会全体に大きな影響を与えていくイラクとわが国との相互理解の増進は、エネルギー安全保障を含め、わが国自身の安全と繁栄の観点から必要である。	イラクの迅速な復興を達成していくためにも、施策を継続すると評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。

(16) イラン外交政策

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
51	イランの改革路線・対外関係正常化と平和路線の進展	イランの改革の進展、対外的な緊張緩和の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	わが国輸入原由の1割以上の供給元であるイランとの良好な関係維持や、中東世或の安定を図るとの観点からも、域内の大国である同国の安定を重視している。イランが国際社会において肯定的な役割を果たすためにも、今後とも、ハタミ大統領が推進する改革路線・対外関係正常化と平和路線の進展を継続的に促す必要がある。	施策を継続すると評価結果を踏まえ、予算要求及び機軸・定員要求への参考とする予定である。
52	国際社会の懸念の払拭の働きかけ	懸念払拭に向けたイランの具体的な行動の実現	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	イランが地域の大国としての責任を果たすよう働きかけることは重要であり、イランがイラクやアフガニスタン、その他中東世或の政治的安定に及ぼす影響力にかんがみ不可欠なものであり、今後とも優先的に取り組むべき課題である。特にイランの核開発問題については、IAEA追加議定書を批准、完全履行など、イランが緊次のIAEA決議の内容を速速に履行するよう働きかけることが重要となる。	施策を継続すると評価結果を踏まえ、予算要求及び機軸・定員要求への参考とする予定である。

53	二国間の相互理解の増進	二国間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	中東地域の大国であり、原油輸入の1割以上を依存しているイランとの関係強化は、単に二国間関係の観点のみならず、中東地域の平和と安定のためにも重要な課題であり、今後とも他国とのバランスを踏まえつつ、優先的に実施されるべきものである。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求への参考とする予定である。
----	-------------	-------------	--	--	--

(17) アフガニスタン外交政策

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
54	二国間関係の強化	二国間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	アフガニスタンは20年以上続いた戦争の後、平和と復興に動き出しており、同国における平和と安定の実現は、中東や中央アジアの地域のみならず、国際社会の主要課題となっている。二国間関係を強化し、第二次世界大戦後復興を成し遂げたわが国の経験を生かしつつ、国際社会の責任ある一員としてわが国もアフガニスタンの平和の定着及び復興支援のため積極的に貢献していくことは極めて重要である。	アフガニスタンの平和と安定の実現のためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めたい。
55	和平・復興支援の実施	国民の生活水準の向上	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	アフガニスタンでは20年以上も戦争が続いたため、国土が荒廃し人々は貧困に苦しんでいた上、タリバーン政権下での抑圧的な政策等により国際社会から孤立していたが、その後新しい局面を迎え、現在平和と復興に動き出している。同国における平和と安定の実現は、中東や中央アジアの地域だけでなく、世界全体の平和と安定、さらにはテロの根絶・防止にもつながり得るところ、わが国の安全と繁栄にも不可欠であり、わが国としても、国際社会の責任ある一員として、同国の和平・復興支援を実施していくことは重要である。	アフガニスタンの平和と安定の実現のためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。
56	関係国・国際機関との緊密な協議・協力	広範な諸国・機関との連携	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	国土が荒廃し人々が貧困に苦しんでいたアフガニスタンは、現在、平和と復興に動き出している。同国における平和と安定の実現は、国際社会の課題であり、国際社会の責任ある一員としてわが国も、同国の平和の定着及び復興支援のため積極的に貢献してきているが、その際に、関係国・国際機関との緊密な協議・協力をもちつつ対処することは不可欠である。	アフガニスタンの平和と安定の実現のためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めたい。

25

(18) 対アフリカ外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
57	TICADプロセスを通じた対アフリカ開発等の推進	・アフリカ諸国による開発努力に対する協力の推進 ・アフリカにおける平和の実現への貢献 ・わが国がイニシアティブをとることによる、日・アフリカ関係の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	TICAD プロセスは誕生以来10年を経て、アフリカ開発を議論する国際的なフォーラムとして広く国際社会に認知され、定着した。また、本年のTICADにおいて、アフリカ首脳より今後TICADプロセスを継続・制度化していくことにつき、強い要望の声があがるなど、国際社会の期待も大きい。 TICADプロセスを中心としたアフリカ支援は日本の対アフリカ政策の要であり、今後も着実にフォローアップを行っていく予定である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

58	マルチの枠組みにおける対アフリカ外交の推進	・アフリカ諸国による開発努力に対する国際協力の推進 ・国際協力の下でのアフリカにおける平和の実現への貢献	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	TICAD プロセスを継続していくことについては TICAD において国際的なコンセンサスが得られたが、TICAD プロセスを通じたアフリカ支援を推進していくためにも、国際的パートナーシップを拡大させることが必要である。そのためにも08 プロセス等においてアフリカ問題の喚起を行うとともに、国連等の場におけるアフリカ問題の議論への積極的参画、地域機関への拠出等を通じてマルチの場における対アフリカ外交を継続していく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
59	日・アフリカ間の文化・人物交流の促進及び広報活動の促進	・日・アフリカ関係の層の発展及び日本国内でのアフリカへの関心喚起	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	平成11年度より一貫して「アフリカンフェスタ」を開催していることにより、参加者が増大し、一般市民に認知されてきている。アフリカに対する関心、理解は着実に進展しており、施策のより一層対外的・効果的な実施を求め、更にアフリカに対する理解を促進していくこととした。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

2. 分野

(1) 国際の平和と安定に関する取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
60	紛争後の国に対し、紛争状態に後戻りしないような平和と安定の国造りを目指す「平和の定着」に向けた総合的な国際協力	「平和の定着」に向けた総合的な国際協力の強化・推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	紛争により疲弊した国を、再び国際社会に復帰できるようにするためには、長期的な観点からの包括的で継続的な支援が必要である。また、「平和の定着」は、国際社会においてわが国の取組として広く認知されるに至っており、この分野における国際社会への協力には国益の観点から大きな意義が認められる。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求を行っていく方針である。
61	国連平和維持活動(PKO)を始めとする国際社会の平和と安全を求める努力に対する意欲的な協力	国際平和協力の一層の促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	国連PKOへの協力を中心とするわが国の国際平和協力は、関係国においては国際社会により高く評価を受けており、わが国により現在派遣している国連PKOへの継続した派遣を含め、今後もさらに積極的に国際平和協力業務を行っていくことが重要である。 また、わが国による今後の国際平和協力のあり方を検討した国際平和協力懇談会の提言についても人材育成を含めフォローアップも今後継続して取り組む必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求を行っていく方針である。

(2) 米国同時多発テロリズム対策への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
62	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策	テロリズム防止及び根絶に向けた国際的な取組への積極的な参加・協力を通じ、わが国及びその周辺諸国並びに国際社会全体の平和及び安全の維持を確保する。	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	国際社会によるテロ対策は着実に進展を見せているものの、依然として世界各地でテロが頻発しており、引き続き国際社会によるテロ対策協力の強化が必要である。また、12月の日・ASEAN特別首脳会議の際に採択された日・ASEAN行動指針には、ASEAN 諸国に対するテロ対策能力向上支援について盛り込まれる等、日本に対する期待は大きく引き続き本施策を継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

(3) 軍備管理・軍縮・不拡散

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
63	核軍縮を含む大量破壊兵器(核・科学・生物兵器)の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化	大量破壊兵器やテロの脅威に対するわが国及びその周辺地域や国際社会全体の平和と安全の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	核兵器不拡散条約(NPT)を始めとする国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化はわが国の安全保障政策の一環として必要不可欠のものであり、今後ともわが国が積極的取り組みを続けていく必要がある。なお、平成15年9月にジュネーブ軍縮会議にて、外務大臣がわが国の軍縮政策を包括的に述べた発言を行った際は、各国よりわが国の取組に勇気づけられる旨の発言が寄せられている。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
64	地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化	紛争後の国や国際社会全体の安全の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	通常兵器分野では、緊急性が高いこと、また、これまでのわが国の積極的且つ重要な取組の成果が、わが国が参加している国際社会よりの期待も高い。また、軍縮分野における最重要課題の一つとして当該施策を継続していくべきである。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
65	大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化	わが国の安全保障環境の向上とアジア地域及び国際社会の平和と安定への貢献	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	各種輸出管理レジームについては着実な進展があった。ハーグ種別規範(HCC)においても98か国から111か国への参加国増加といった具体的な成果があり、今後とも継続していくことが重要である。拡散安全保障イニシアティブ(PSI)についても国際的な不拡散体制の強化のために不可欠な取組であり、わが国として今後ともアウトリーチの推進を継続していくなど、協力を推進していく必要がある。アジア不拡散協議(ASTOP)においては、終了後に出された議長サマリーに示されるように、アジア諸国からASTOPのような不拡散協議を今後も継続していくことの重要性が強調されたことも踏まえ、アジア諸国のみならず国際社会全体の平和及び安全を確保するとの観点から、今後も不拡散体制強化に向けた取組の継続を図る必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求へも明確に反映させる予定である。

27

(4) 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
66	原子力の平和利用のための国際協力の推進	・世界規模での原子力平和利用の促進・不拡散体制の強化 ・原子力平和利用に関する科学技術の国際的な研究・開発の促進・強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	二国間原子力協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協定の実施は、原子力の平和利用・核不拡散を担保する観点から、引き続き着実に進めていく必要がある。欧州原子力共同体(Euratom/ユーラトム)との原子力協定の締結については、平成11年4月から開始した交渉をうけ、正式署名及び批准に向けてユーラトム側と引き続き作業を進める必要がある。また、「原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA協定)に基づく当該技術協力種別についても、アジア地域における原子力の平和利用を進めるとの観点から、継続する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求の参考とする予定である。
67	原子力安全 研究開発等に係る国際協力の推進	高度な水準の原子力安全を世界的に確保・維持するための国際的な体制の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	条約の規定に基づき、3年後の第2回締約国会及び第2回国別報告書の作成を念頭に、さらに高いレベルの安全管理の実現に向けて規制機関である関係省庁と協議しつつ、引き続き取り組む必要がある。	特に予算措置なし。

68	科学技術に係る国際協力の推進	高水準の科学技術の発展を世界的に推進するための国際的な協力体制の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	科学技術の国際協力の必要性は内外の政府レベル関係者や科学界により一層認識されてきていること、わが国との科学技術協力の推進は各国から歓迎されていることなどを踏まえ、また、今後の国際科学技術協力体制においてわが国が主導的立場を担い、続けるためにも、本件施策を継続する。	施策を継続するとの上記評価結果を踏まえ、予算要求、定員要求の作成に反映させる予定である。
----	----------------	------------------------------------	--	--	--

(5) 国際経済に関する取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
69	グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画	G8、OECD等を通じた他の先進国や利害関係の近い国々等との政策協調、WTO新ラウンド交渉の積極的推進等を通じ、WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	G8、WTO、OECDにおける様々な分野での政策協調、交渉は明年も継続することとなり、また、その世界各国に与える影響の大きさも変わらないと見込まれているところ、本施策の必要性は変わりません。	WTO、OECDに対しわが国が必要かつ十分に影響力を行使しようとする適切な額の拠出を行えるよう予算要求していく。また、今後とも国際経済の基本的方向付けへより一層積極的に参画すべく、引き続き機構・定員要求を行っていく。
70	重層的な経済関係の強化・有効活用	EUを始めとする欧州諸国との経済関係の一層の緊密化、APECやASEM等を通じたわが国にとって好ましい方向に向けたアジア大洋州地域における協力及びアジア欧州間における協力の推進、グローバルな国際経済の枠組みを補完・強化するものとしての地域経済協力の枠組みの強化等を通じ、わが国の対外経済関係をより一層、重層化、強化すると共に、上記政策のより有効的な活用	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	欧州諸国との協力、アジア大洋州地域における協力、アジア欧州間の協力の推進はわが国がこれらの地域と政治的・経済的に深い相互依存関係を有することから今後とも高、重要性を有する。また、自由貿易協定(FTA)を含む各国、地域との経済連携についても、世界各国、地域間でFTA締結に向けた活発な動きがある現況、わが国が取り残されることは、わが国の健全な対外経済関係の維持・発展に大きな影響を与えるものであり、早急に交渉を進めていくことは極めて重要。とりわけ、当面わが国にとっての戦略的優先性が特に高、東アジア諸国(韓国、ASEAN諸国)との協定締結交渉を進めることは緊急かつ極めて重要な課題である。	特に自由貿易協定を含む経済連携に係る施策を効果的に実施するため、平成16年度における予算、機構・定員要求において、それぞれ、増員、課の新設・増員等を要求しており、今後も予算、機構定員要求を行っていく方針である。

71	国際経済の新たな 諸課題への効果 的対応	マネー・ロンダリング (資金洗浄) テロ資金 対策など新たな課題に ついて、国際社会の取組 への積極的な関与によ る、わが国の安全保障環 境の更なる改善	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	<p>(a) わが国においては、今後とも金融犯罪作業部会(FATF)及びアジア太平洋グループ(APG)における種々の積極的参画し、国際的な協力のもとにマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に従事していく必要がある。</p> <p>(b) 米国における同時多発テロ事件後、国際民間航空機関(ICAO)は総会での宣言発出、閣僚レベル会合の開催など航空保安面での種々に重点を置くようになったが、現在この面での種々は、既に決定された方針に沿って、各国の航空保安監査が例行的に実施されており、平成16年度中に新たな施策が策定されることは予見されない。むしろ平成16年度中は、同年中に開催予定の総会(3年に1度の通常総会)で今後の中長期的なICAOの方針につき幅広く話し合われる予定であり、また、平成16年3月に予定の出入国簡易化部会及び地上の第三者に対する補償に関する条約案を策定する法律委員会の結果を受けて、出入国簡易化に関する新たな国際標準の作成や新条約に関する策定が期待される。わが国としては、航空保安強化については引き続き積極的に参画していく必要があるものの、これらの種々がわが国の主張を反映させることも同様である。</p> <p>(c) テロとの闘いは、継続的なものであって、国際的協力体制を構築していくことが必要な分野である。アジア太平洋地域でのテロ対策協力体制の確立は、一層重要性を増してきており、特に東南アジア地域のテロ対策能力の向上は、わが国の安全保障及び経済発展のための安全な貿易・投資のために不可欠。よって、APECの枠組みの中でテロ対策キャピシティ・ビルディング支援体制等を構築するための調整をわが国がリードすること外交上重要であり、今後とも継続して施策する必要がある。</p>	<p>(a) 今後のFATF及びAPGの種々の種を一層支援していくとの考えに基づき、そのための予算を確保していく。</p> <p>(b) ICAOに対する協力の観点から、ICAO代表が十分な種々を行えるような体制を維持していく。</p> <p>(c) 今後、わが国のアジア太平洋地域に対するテロ対策キャピシティ・ビルディング支援を積極的に行うため、国内省庁の関連予算措置、プロジェクトの実施が重要である。</p>
----	----------------------------	--	--	---	--

72	国際経済の伝統的な諸問題への効果的対応	捕鯨・マグロ漁業 エネルギー、食糧問題 海洋問題等への効果的対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	<p>(a) 責任ある漁業国として、かつ、水産資源の一大消費国として、今後とも、適切な保存管理とIUU(違法・無報告・無所持)漁業対策を通して水産資源の持続的利用と安定供給を図ることが日本及び日本国民の利益に資することとなる。</p> <p>(b) 鯨類については、今後とも、日本の捕鯨種再開に向け、改訂管理計画の完成及び持続的利用支援国の加盟促進が必要である。</p> <p>(c) 漁業対策のための地域協力協定の早期採択・発効を通じたアジア地域への海産物供給力の強化のために、引き続きイニシアティブを発揮する。</p> <p>(d) 国連毎羊去条約を基盤とした国際的な海羊の採育の維持・形成のために、引き続き積極的な関与を通して適切に対応する。</p> <p>(e) APEC 及び ASEAN + 3 は地域におけるエネルギー協力を推進できる主要な枠組み。</p> <p>(f) 国際エネルギー機関(IEA)は引き続きわが国のエネルギー安全保障にかかる国際協力の中核的業務。G8 の取組は不定期・非継続的であるが、主要国の主導でエネルギー分野に大きな影響を与える決定がなされる場合もある。</p> <p>(g) 産油国は今後のエネルギー分野における国際協力においてその重要性を増加させていくことが確実であり、わが国として積極的な関与していく必要がある。</p> <p>(h) 熱帯林を貴重な資源とする開発途上国において、具体的な森林・植林 技術者の派遣やワークショップの開催を通じた人材育成、データベースの整備、モニタリングの体制整備等、多岐にわたる具体的な熱帯林取組(ITTO)プロジェクトの実施を通して、熱帯林の持続可能な経営及び開発途上国の経済発展に一定の寄与が認められる。</p> <p>(i) 食料・農業分野は、主要先進国及び開発途上国の最重要関心事項であり、世界経済の発展、人類の飢餓撤廃の真実を目的としている国際連合食糧・農業機関(FAO)の活動には一定の効果及び寄与が認められる。ただし、予算面での省庁間の負担のあり方については、注加の内容が、日本自身の農林水産分野の政策との関係も深いとの観点から、再検討の余地がある。</p>	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求の参考とする予定である。
----	---------------------	---	--	---	------------------------------------

(6) 地域開発の諸問題への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針
73	人間の安全保障の推進	国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決	<p>1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他</p> <p>人間の安全保障の考え方は、わが国外交の重要な視点として、またわが国が提唱する21世紀における国際社会の進むべき方向性として、引き続き推進していくべきもの。特に、人間の安全保障概念がまた国際社会において普及しきったということではできず、国際社会における常識とはなっていないことから、概念の普及種と、現場における実践はこれからも力を入れていく必要がある。その際、引き続き人間の安全保障基金による現場での実践と、人間の安全保障概念の普及の双方を追求することが重要。</p>	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求の参考とする方針。

74	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	国際社会の感染症予防・治療等の努力を支援	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	感染症対策はよほど強い長期間にわたる世界全体としての取組が不可欠であり、世界基金にも将来長きにわたる持続的運営が強く求められる。感染症対策にイニシアティブを發揮し、世界基金設立の淵原をもたらしたわが国として、今後の世界的な三大感染症の蔓延状況及び各国の拠出誓約状況を勘案しつつ、将来にわたり世界基金に自分の拠出と貢献を行っていく必要がある。	今後の世界的な三大感染症の蔓延状況及び各国の拠出誓約状況を勘案しつつ、今後とも然るべき拠出水準の確保を目指し予算要求努力を鋭意行う。
75	国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進	人権尊重は普遍的な価値であり、各国の人権尊重は国際社会の正当な関心事項であるとの考えの下、国際社会における人権の擁護・促進に貢献	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	世界各地で人権の擁護・促進の問題が国際関係を左右する要素の一つとして拡大している中、わが国としてもこうした取組を継続していく必要がある。	人権分野におけるわが国の取組をより一層効果的に実施するための人的・予算的体制を確保していく。
76	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組	地対環境で発生している人道問題の解決	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	(a) 難民・国内避難民等への人道支援は、国際社会が最優先して取り組むべき課題であり、わが国も、国際社会の責任ある一員として、国際貢献の重要な柱の一つと位置づけて実施してきた。今後とも、国連・国際機関と緊密な連携を取りつつ、政策提言を行うと共に、現地ニーズに基づいた効果的な人道支援を引き続き実施する必要がある。 (b) 日本に定住を希望する難民に対して所要の定住促進事業を実施し、難民認定申請者のうち生活困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対して所要の支援措置を講ずること等は、人道の観点及びわが国の顔の見える国際協力の観点からも引き続き実施が必要であり、また、平成14年5月の瀋陽総領事館での駒ガム事件以降、難民支援の気運が高まり、わが国の難民政策の強化が求められていることなどからも、これら施策を継続して実施する必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作業の際の参考とする予定である。
77	地球環境問題への取組	地球環境問題に対する国際的な協力の推進及び国際的な取組のルールや枠組みの構築を通じた環境の維持・改善	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	日本は、持続可能な開発の問題については、ヨハネスブルグ・サミットで採択された実施計画の中で国際社会の優先順位の高位のもの、または自国として提案し国際社会の合意を得ながら主導的な役割を果たすべきものを中心に、様々な国際的な議論や取組に参画してきている。平成15年においては、水及び教育の問題が非常に重要であり、これら議論を積極的に主導してきており、今後ともますますその取組を強化していく必要がある。 環境条約については、地球環境問題を「地球規模で共有」することを念頭に、国民の意識の啓発を努めつつ、そのルール作り、条約の締結及び国会での批准を目指すとともに、必ずしも連携のとれていない多くの条約の連携性を強化しつつその施策を実施していくことが必要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする。
78	京都議定書の早期発効のための働きかけと全ての国の参加する共通ルールの構築	人類の生存に関わる深刻な問題である地球温暖化に対する国際的な取組を強化すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	地球温暖化防止に向けた国際社会の取組を強化するための重要な第一歩である京都議定書を早期に発効させることが重要であること、及び地球温暖化対策の実効性を確保するためには、世界最大の温室効果ガス排出国である米国や開発途上国を含む全ての国が温室効果ガス排出削減に取り組むことが必要不可欠であることから、今後も施策を継続する。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

79	国際機関における邦人の参加促進と邦人職員数の増加	国際機関におけるわが国の人的貢献の推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	国際機関における邦人職員数毎外務省の重点外交施策の1つとされており、邦人職員数は増加傾向にあるものの依然として国際機関に対する規程的貢献は著しく少ないことから、今後も同施策を継続・強化していく。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、AE等派遣制度(国際機関職員志望者を原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を経験したことにより正規職員への道を開くことを目的とする制度)の実施、国際社会協力人材バンクシステムの運営等、当該施策の実施に資する事業等を引き続き実施できるように予算要求を行う予定である。
----	--------------------------	---------------------	--	---	---

(7) 国際法の形成・発展に向けた取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針
80	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	わが国外交安全保障の基盤的枠組み作りとテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 わが国の安全保障の確保及びテロその他の犯罪や大量破壊兵器の拡散等の防止のための国際法上の枠組みの整備は、テロや大量破壊兵器の脅威に直面するわが国自身にとって緊急の課題である。国際社会全体を見ても、この分野で新たな国際約束作成の動きが活発であり、こうした国際約束の作成交渉に当たってはより一層わが国の利害を反映させるとともに、未だ締結していないもの締結を鋭意進めていく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
81	経済・社会分野における国際約束の締結・実施	・多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連携協定の推進 ・国民生活に与える様々な分野での国際的ルール作りへの参画や日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 貿易及び投資の自由化による成長機会の拡大のための国際法の枠組みの整備及びWTOの紛争解決手続への対応は、わが国自身の経済・産業再生のための緊急かつ重要な課題である。また、環境、人権、社会分野の新しい課題及び社会保障、投資等毎州における国民の利益の保護に関する国際法の枠組みの整備は、国民の日常生活における利益に直結するため、引き続き重点的取組が必要である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
82	国際法規の形成への寄与	・国際法規の形成に際し、わが国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りへの積極的貢献 ・国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決の促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 国際法規の形成は、現在も不断に進められている国際社会の秩序作りの基盤を成す作業であり、これを揺るがせにすることはできない。また、日本が国際社会において新しいルール作りを積極的に関与していく上で、国際法を的確に解釈・実施することは必須の条件である。そのためにも、各種の国際的な議論の場で、日本の意見を表明するとともに、各国の考え方を理解し、今後の国際法の潮流を見極めることは、きわめて重要である。今後とも、こうした重要性を踏まえて、各フォーラムでの法研成での議論に臨んでいく必要がある。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

83	国際法に関する知見の蓄積・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国際法解釈の一層の深化を進め、わが国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤を強化 ・研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的助言への活用 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 	<p>あらゆる国際的な問題は、法的側面が存在するといっても過言ではなく、わが国が様々な外交案件で適切に対応するためには、国際法上重要な論点を把握し、検討することが不可欠である。事案の発生後、緊急に手当てを要する事案について、限られた時間内での迅速な対応に努めることは当然であるが、その際の適切な検討を担保するためには、日常の研鑽が重要である。すなわち、重要な論点については、個別具体的な事件の発生を待つことなく、ある程度の時間をかけ、各種学説や判例等を参照し、研究者との意見交換を通じ、包括的な検討を行うことが有益である。今後とも、法的観点に関し、日常における種々の研究会の一層の活用等を図り、知見を深めるとともに、種々の案件につき適時適切に検討を加え、助言を行うことにより、政府としての的確な政策遂行を確保することが重要である。</p>	<p>施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。</p>
84	国内・国外・国際裁判への対応	<p>国内外の各種裁判におけるわが国の国際法解釈を示すことによる、利益の確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 	<p>先の大判にかかる議論は、わが国国内においては、新たな議論が提起されており、これに対する国際法の反論を行うことは必要不可欠である。また、米国においても、引き続き、わが国の立場を適切に主張し、わが国の利益に合う判決が出されるよう確保していく必要がある。</p> <p>また、わが国が国際的な場面で種々の機会が増えるに連れ、法的側面から対応する事例が増大している。さらに、海外で活躍する日本人がトラブルに巻き込まれるような場合に、国際法及び現地の法令に合った対応が求められる。そうした場合に、政府として主権干渉や外交・領事関係をはじめとする各種の国際法規範を適切に活用し、わが国及び国民の権利や利益を保護するため、迅速に対応することが不可欠である。</p>	<p>施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。</p>

(8) 文化交流への取組

	重点施策	重点施策の上位目的		重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針
85	二国間における文化交流	<p>諸外国国民の日本に対する関心・理解を高めるとともに、各国国民との相互理解を深めること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 	<p>文化交流については、外交上の意義が高く、これを踏まえ、各国との関係の安定的関係を構築していくためにも、今後も継続する。</p>	<p>施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。</p>
86	文化の分野における国際協力	<p>文化の分野における国際社会への貢献</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 	<p>文化分野での国際協力を実現し国際社会に貢献することは、長期的・継続的な取組を必要とする。ユネスコを通じた取組づくりは、国際社会からより強い要請を受けており、第32回総会では文化多様性条約とアンチ・ドーピング条約の2つの条約作成交渉の開始が決定された。また、信託基金事業及び文化無償協力は共に大きな効果をあげており、かつ文化・教育種加の発展、文化遺産の修復に対するニーズも高い。以上の点から、今後とも本施策を継続する必要がある。</p>	<p>施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。</p>

(9)広報活動

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
87	海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解増進	国際社会の中で良好かつ深い対日認識を醸成することにより、わが国の外交政策の展開を容易にすること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	在外公館を通じた広報種別、人物交際事業、印刷物・映像による広報資料の作成・購入・配布、インターネットでの静発発信、対日世論調査を重点的に実施した結果、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解が増進されたところ、本施策を継続する。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。
88	国内における外交政策への理解の増進のための各種情報の提供及び外交政策に関する国内世論方向の把握	・わが国外交政策に関する情報を適切に分かりやすい形で国民に提供することにより、わが国国民に対する説明責任を果たすこと ・わが国外交政策に関する認知度、理解及び支持状況といった世論方向を把握し、国民の声を外交政策の形成過程に適切に位置付けること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	外務省ホームページ(日本語版)等IT・マルチメディアによる静発提供、定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成、タウンミーティング、講演会・シンポジウム等の開催により、わが国外交政策に対する国民の理解が増進されたので、右施策を継続する。また、国民の意見と意図に対応するための広聴種別及び外交政策やその広報の企画立案の参考とするための世論調査は、相当の有効性が認められたので、右施策を継続する。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求等作成の参考とする方針である。特に、ホームページ(日本語版)において、近年のプロードバンド環境の整備に伴い、動画による静発発信を行うことが効果的であるので、これに必要な予算要求を行っていく。
89	首脳外交・要人往来に関する迅速で正確な静発発信	・わが国の外交政策及び要人往来を含むわが国外交努力に対する国民の信頼とより良い理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	首脳外交・要人往来に関する迅速で正確な静発発信については、開かれた外交を展開する上では必要不可欠であることから、今後も継続していく。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。
90	わが国の政策特に外交政策に関し、正確で時宜を得た対外プレス発信並びにわが国に対し好意的な外国報道の定着及び偏向外国報道の是正	諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	外国メディアに対する適切な働きかけを通じた諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進のためにも地道な努力を継続することが重要であり、今後とも諸措置を継続的に実施する。また、今後の課題として、外国メディアの関心事員の意図を把握とより効果的な発信にも取り組む。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

(10) 外務省改革への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の施策への反映方針
91	行政府としての立法府との適切な関係の確保	外務省と立法府との間に適切な緊密関係を構築する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	外務省と立法府の間の適切な相互協力関係を維持していくためには、不適切な意見を排除できるシステムを維持し、また、このような関係について外務省内の政治レベルと事務方が、日頃から協議できる体制を整備しておくことが必要であることから、今後も継続する。	この施策は、特に予算・機構・定員要求を伴わないものである。
92	外交に携わる者としての職員の意識改革	外交に携わる者として、絶えず変化する日本を取り巻く状況に常に敏感な感覚を養い、国民全体の奉仕者としての意識を徹底する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	外務省各職員が、国民全体の奉仕者であるとの意識及び外交に携わる者としての使命感を徹底するためには、継続的な取組が必要であり、上記各手段を通して今後も引き続き実施していく。	施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。
93	徹底した競争原理導入による人事制度の再構築	職員の士気を高め、組織としての活力を最大限に引き出すため、競争原理を積極的に取り入れる。地道な努力がきちんと評価され報われる人事を行う	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	人事制度の再構築に係る各手段の成果は、直ちにその成果が世に現れるものではなく、継続的な取組が必要のある中長期的な課題である。	施策を継続するとの観点から、必要に応じ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。
94	秘密保全の徹底	外交の基本である内外の信頼を回復・強化する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	職員の秘密保全の意識に関する改革については、一朝一夕にその効果が現れるものではなく、また、一定の効果が現れた後も、継続して意識の向上を図る必要がある。	施策を継続するとの観点から、必要に応じて予算を伴うものがある場合には、適宜予算要求を反映していく予定である。
95	ODAの効率化・透明化	ODAに関して、国民に対する説明責任を果たすとともに、より効果的なODAの実施を目指す	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	「ODAの効率化・透明化」の重要事項は新ODA大綱にも盛り込まれており、現在実施している上記の諸事業を引き続き実施していく。	ODAの効率化・透明化は、ODAに対する国民の理解を得る上で重要な施策であり、平成15年8月に決定された新ODA大綱に盛り込まれた改革を着実に実施するためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

96	外務省予算の効率的・透明性の確保	効果的な外交政策の実施の実現と公金の適正使用の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	外務省予算の効率的・透明性の確保のための諸施策を実施するよう、今後、一層効果的な外交政策の実施と公金の適正使用の確保を図る必要がある。 また、今後とも、引き続き会計に係る研修等を実施することにより、公金に対する外務省職員の意識をさらに高める必要がある。 会計経費が適当であるか、遵守されているかについては、不断のチェックと改善が不可欠であるところ、現行の監査査察組織の下で、監査及び査察の着実な実施に努める必要がある。	施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。
97	NGOとの連携強化	外交の舞台で重要性を増すNGOと外務省が協力することで多角的な外交を推進する体制を構築する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	外交におけるNGOの役割は今後ますます重要度を増してくるものと考えられ、NGOとの連携を更に進めていくため、現在実施している上記の諸事業を引き続き実施していく。	施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。
98	広報広聴体制の再構築	わが国の外交政策を内外に力強く発信するための広報体制及び国民の声を広く聴くための広聴機能を強化する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	(a) インターネット広報を充実させたことにより、1週間アクセス件数が増加し、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解が増進された。 (b) 平成14年4月以来、東京、大阪を始め全国5カ所において11回外務大臣が出席する外務省タウンミーティングを開催し、国民の意見を直接取り入れる試みを行った。また、広聴室を平成15年1月に設置し、同年4月に外務省組織規則に根拠規定のある室として正式に発足させた。15年1月より12月末までに対応した件数は、電子メール約6万件、ファックス・書翰約1万6000件、電話約4400件に上る。これらの取組を通して、得られた意見を政策担当部署等に伝達し、国民の声を真摯に受け止める体制を整備され、運用された。	(a) 施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。 (b) 特にニーズの高い分野については、可能な限り分かり易い形(映像等を含む)で情報提供を行い、国民が必要な情報に素早くアクセスできるように、全体構成、レイアウト等を工夫したページ作りを行う必要がある。また、近年のブロードバンド環境の整備に伴い、動画による情報発信を行うことも効果的であり、これに必要な予算要求を行っていく。
99	効率的な外交を更に推進するための在外公館を中心とした業務見直し	わが国の外交活動を効率的に実施しながら、世界各国に在住するわが国国民の生命・身体・権益等を守る体制を整備する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	在外公館の重要性はますます大きくなっていくと考えられ、また、領事サービスへの需要は高まっていくと考えられるため、今後も施策を継続していくことが適当である。	質量ともに増大する領事業務への対応や領事サービス向上のため、引き続き在外領事担当の定員要求を行っていく。また、国民への領事サービス向上の観点から、今後とも24時間電話対応サービスの実施公館の拡充に努めていく。
100	政策立案過程などの透明化	国民の理解と支持に支えられた外交を推進すると共に、外交政策の国民への説明責任を果たす	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	開かれた外務省となるためのこれらの諸手続が強化されつつある段階であり、引き続き実施していく必要がある。	施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。

101	危機管理体制の整備	テロ等危機発生時に即応可能な体制を平素より構築する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	現在の変動する国際社会においては、危機管理体制の整備はますます重要となってくると考えられ、引き続き、上記の手続きを通じて施策を実施していく必要がある。	平成15年11月のイラクにおける奥大使・井ノ上書記官殺害事件をはじめとして在外公館を取り巻く治安情勢が顕著に悪化しているとみられるところ、在外公館における警備対策の強化のため、警備対策官の増員要求、ソフト、ハード両面を含む整備関連予算要求をおこなっていく。 また、平成16年8月に本省大臣官房に設置予定の危機管理担当参事官の下での危機管理期重定員要求の参考とする予定である。
102	政策審議力の強化	外部有識者やシンクタンクとも連携し、外部意見を政策へ反映するための体制を構築しながら、国民のニーズと国益に則った力強い外交戦略目標を設定する能力を備える	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	政策審議力の強化については、組織・機構改革においても一つの大きなテーマとしておこなわれており、平成16年度夏に新しい組織・機構に移行した後、更に叫べる形で政策構想力の強化を実施していく必要がある。	(財)国際問題研究所の業務が、外交政策シンクタンクとしての役割に重点が置かれる方針であることに加え、平成16年度より主管が総務局に移管される。また、研究者研究機関担当の企画官を総務局総務課に新設する。

(11) 海外邦人安全対策

37

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
103	海外邦人の安全を図るための諸対策の実施	国民の海外における犯罪、事故、テロ事件、感染症等の被害を防止すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	国・外務省の事務としての邦人保護業務の重要性、邦人保護業務に対する国民の期待の高まり、海外滞在者数の増加、それに伴って海外での事件・事故の被害等が増える日本人の増加、この現状において国民が海外で被害に遭いやすいよう、また被害を最小限に抑えるため、諸施策を継続して実施することは不可欠である。	施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算、定員・機構要求作成の参考とする予定である。

(12) 的確な情報収集・情勢分析への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の施策への反映方針	
104	的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供	的確な情報収集の成果を政策決定ラインに適時に提供することにより、不確実性や多様なリスクが増大する国際社会の中で、日本の平和と繁栄、並びに国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	現在のイラク情勢、テロ問題、北朝鮮核開発問題等、わが国の安全に重大な影響を及ぼす国際状況が深刻かつ迅速に対応するためには、今後も当該施策を継続し、より一層強化するため、一定の改善も必要である。	施策を継続し、かつ、より一層強化するとの評価結果を踏まえ、予算、機構・定員要求の際の参考とする予定である。なお、国際情報局では、昨年度改定計画を踏まえ、情報収集機能を一層強化するため、外務省機構改革の一環として、現行の3課本体制から4課長級分掌制本体制に再編することが政府決定されたところであるが、今後とも体制を充実させるべく定員要求等を行っていく方針である。

105	的確な情勢分析及び分析の政策決定ラインへの提供	的確な情勢分析の成果を政策決定ラインに適切に提供することにより、不確実性や多様なリスクが増大する国際社会の中で、日本の平和と繁栄、並びに国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他	現在のイラク情勢、テロ問題、北朝鮮核開発問題等、わが国の安全に重大な影響を及ぼす国際状況に適切かつ迅速に対応するためには、今後も当施策を継続しつつ、より一層強化するため一定の改善も必要である。	施策を継続し、かつより一層強化することの評価結果を踏まえ、予算、機構・定員要求の際の参考とする予定である。なお、国際事務局では、昨年度政策評価を踏まえ、情勢分析機能を一層強化するため、外務省機構改革の一環として、現行の3課体制から4課長級分掌職体制に再編することが政府決定されたところであるが、今後とも体制を充実させるべく定員要求等を行っていく方針である。
-----	-------------------------	---	--	--	--

3. 政府開発協力(ODA)

(1) 政府開発協力における政策

	重点政策	重点政策の上位目的	重点政策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映方針
106	対インドネシア援助政策(ODA)	インドネシアの持続的かつ公平な経済・社会開発の促進に貢献すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 わが国は、平成15年8月に改定された新ODA大綱においても、ODAを利用してASEANなどの東アジア諸国との関係強化や域内格差の是正に努めることとしている。また、当該政策実施の背景も現在も変わっていない。むしろ、現在インドネシアが経済危機を経験し、社会情勢の安定化等のために各種改革を進めていることを考えれば、わが国が当該政策を着実に実施することが一層強く求められていると言える。従って、現在対インドネシア国別援助方針に替わる国別援助指針の策定が進められているが、基本的にはわが国が現行政策の基本ラインを維持・継続することは必要であり、妥当と考えられる。 ただし、現時点では「重点5分野」と「3本柱」の関係が必ずしも明確ではない。新たに策定される「対インドネシア国別援助指針」においては、この点を含め、政策体系の十分な整理がなされる必要がある。 なお、新たに策定される国別援助指針の実施に際しては、わが国が経済危機の支援で見たような迅速かつ柔軟な対応を可能にするため、今後ともインドネシア側あるいはドナーとの密接な協議・連携を維持していくことが必要不可欠である。	予算要求の参考とする予定である。
107	対インド援助政策(ODA)	インドの健全な経済・社会開発の促進に貢献すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 わが国の日ODA大綱の趣旨、インドの南西アジアにおける政治・経済上の重要性、貧困人口、市場志向型経済への取組などを踏まえ、対インド援助政策を実施することは必要であり、妥当であるが、一部の優先分野では実績や要請が乏しいものもあり、優先分野の再検討を行う必要があると考えられるため。	予算要求の参考とする予定である。
108	感染症対策支援政策(ODA)	HIV/AIDS、結核、マラリア・寄生虫、ポリオ等の感染症対策へ貢献すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止 中・休止 4) その他 わが国の新ODA大綱においても感染症対策支援が重点課題として位置付けられていること、感染症対応は引き続き喫緊の課題であることから、「沖縄感染症対策イニシアティブ」(IDI)を引き続き実施することは必要かつ妥当であるが、今後取組の強化が必要と考えられる。	予算要求の参考とする予定である。

(2) 政府開発協力における未着手案件

政策評価法第7条第2項第2号イに基づき、政策決定後5年を経過した段階で、当該案件がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていない(借入契約が締結されていない、あるいは、借入契約は締結されているがデリスバースがなされていない)有償資金協力計7案件について、政策(案件)の目的の実現に向けた取組を的確、着実に推進するために、見直すべき点があるか否かとの観点から総合評価方式にて評価を行う。

	案件名 (借入国)	交換公文 締結日	借入契約 承諾日	事業目的	評価の結果・今後の対応方針
109	工業部門強化計画 (タイ)	19980925	19980930	中小企業に対し、タイ産業金融公社を通じて設備投資資金等を長期低利で融資することにより、工業部門の振興を図ると共に、雇用の創出、地域振興等を図る。	タイ政府からは、本事業を実施するにあたり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。貸付の取りやめ。
110	産業人材育成センター - 建設計画(タイ)	19980925	19980930	工業団地内に産業人材育成センター - を建設し、現場において実践的な研修・再訓練を行うことにより、技術水準の高い熟練労働者を育成し、タイ経済の国際競争力向上、持続的成長の達成に資する。	人材育成はタイの開発における重点分野であり、本事業に対するニーズは引き続き大きい。現時点では、未だ貸付取りやめの可否を検討する段階にはないため、対政府に対し、早期着手に向けて督促していく。
111	地方開発・雇用創出農業信用計画 (タイ)	19980925	19980930	第8次国家経済社会開発5ヶ年計画の重点目標に沿って、農業生産活動の効率化、農産物の品質向上、植林の促進、環境保全型農業の推進を行うとともに、現下の通貨・経済危機に対応すべく農村部における雇用機会の提供を図る。	タイ政府からは本案件を実施するにあたり円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。貸付の取りやめ。
112	山西王曲火力発電所建設事業計画 (第2期)(中国)	19981225	19981225	石炭の産地である山西省東南部の長治市の北7kmに石炭火力発電所を建設し、電力の需要地である山東省に電力を供給する。	現在、中国の電力需給は逼迫しており、本事業へのニーズが高い。本事業を実施することにより得られる効果は大きいことから、事業を継続実施する。
113	柳州酸性雨及び環境汚染総合整備事業計画(第3期) (中国)	19981225	19981225	酸性雨の発生頻度が中国全土でも1、2を争う柳州市において、石炭火力発電所に脱硫装置を設置することにより、酸性雨の原因であるSO ₂ の排出量減少を図る。	柳州は酸性雨コントロール地区に指定されており、引き続き酸性雨対策の重要性が高い。本事業を実施することにより得られる効果は大きいことから、事業を継続実施する。
114	陝西省韓城第2火力発電所建設事業計画(第2期)(中国)	19981225	19981225	陝西省の経済発展に伴う電力需要を賄うことを目的として、陝西省韓城市の28km北方下峪口に石炭火力発電所を建設する。	現下の旺盛な中国の電力需要に対応すべく、引き続き事業の進捗状況を注視し、早期の事業効果発現のために必要な協力を行っていく。

115	山西省王曲-山東 萊陽送電線建設事 業計画(中国)	19981225	19981225	山西省東南部の長治市の王曲火力発電所 から電力の需要地である山東省に電力を 供給する。	中国政府からは本事業を実施するにあたり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がな されている。貸付の取りやめ。
					未ディスバース案件計 7件

(3) 政府開発援助に係る未了案件

<p>政策評価法第7条第2項第2号口に基づき、政策決定後10年を経過した地点で、当該案件がその実現を目指した効果が発揮されていない(ディスバースが完了していない)有償資金協力計11案件について、政策(案件)の目的の実現に向けた取組を的確、着実に推進するために、見直すべき点があるか否か、また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策(案件)そのものを見直すべきか否かとの観点から総合評価方式にて評価を行う。</p>						
	案件名 (借入国)	交換公文 締結日	借款契約 承諾日	事業目的	評価の結果・今後の対応方針	
40	116	ゴダーレ・ランダ ール水力発電計画 (イラン)	19930529	19930602	イラン南西部カルン川にある既設のカル ン1ダムの下流約20km地点にダム及び 水力発電所を建設することにより、電力 需要の増大に対応するとともに、石油・ ガスエネルギーの節約を図る。	今後とも電力需要の増大が見込まれ、本事業へのニーズは極めて高い。事業完了により期 待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。
	117	イスタンブール給 水計画(トルコ)	19930615	19931112	周辺に開発可能な水資源に乏しいイスタ ンブール市の急激な人口増加に伴う水不 足に対処する。	イスタンブールにおける上水供給は依然として不足が見込まれ、本事業に対するニーズは 極めて高い。事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施す る。
	118	農村振興道路建設 計画(パキスタン)	19930803	19930819	パキスタンが推進する地方道整備計画の 一環として、4州33県にわたる総延長約 730kmの地方道の改良・整備を行い、農 村部の交通・物流の円滑化、教育・保健 施設へのアクセス改善を図り、もって農 村部の経済・社会的発展を促す。	農村部の道路整備はパキスタンの最新の開発計画と合致し、本事業のニーズは高い。事業 完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。
	119	森林セクター事業 計画(フィリピン)	19930816	19930819	造林等の植栽関連事業を行うことにより 森林資源の保護・育成を図るとともに、 政策・体制のより一層の強化・改善を目 指す。	貸付完了済(2003年12月)

120	ハリプール発電所修復・拡張計画(バングラディッシュ)	19930901	19930913	円借款により建設されたガスタービン発電所の故障箇所をリハビリし、併せて増設/コンバインド・サイクル化により熱効率の改善/発電量の増加を図ることにより、バングラディッシュにおける電力需給逼迫に対応する。	貸付完了済(2003年8月)
121	環境保全基金支援計画(タイ)	19930920	19930922	タイ全国の環境保全施設設置に必要な資金の供給を主たる目的として設立された環境保全基金に対して資金援助することにより、同国における環境保全推進を支援する。	事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。
122	シャクワラ大学整備拡充計画(インドネシア)	19931029	19931104	シャクワラ大学は7学部、学生数1万5000人を有するアチェ州唯一の国立大学である。教育環境水準の低い地方大学の整備の一環として、農学部、工学部の拡充整備を行い、同地域の開発に中心的な役割を果たす農工業開発に必要な人材を供給する。	貸付完了済(2003年6月)
123	ルヌン水力発電及び関連送電線建設事業計画(第2期)(インドネシア)	19931029	19931104	北スマトラ州に水力発電所を建設することにより、同州の急増する電力需要に対処し、かつ経済振興及び生活水準の向上を図る。	依然として電力需要の増大が見込まれ、事業へのニーズも引き続き高い。事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。
124	アグリポ地域農業開発計画(第2期)(ドミニカ共和国)	19931102	19940331	ドミニカ共和国北東部アグリポ地域で行われている農業開発事業の一環として、エル・アグアカテ及びエル・グアジャボ地区において灌漑を施し、米の生産性向上を図る。	貸付完了済(2003年11月)
125	ヤムナ川橋梁建設計画(インド)	19931207	19940124	ウツタル・プラデシュ州アラハバード市において、ヤムナ川を挟むアラハバード地区とナイニ地区間に新たに四車線橋を建設することで、近年の交通量増加による交通渋滞の解消を図るとともに、アラハバード市の拡大発展に寄与する。	アラハバード市における都市環境改善のニーズは高く、インド政府は事業継続の意思を有している。当該事業を完成することによって事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
126	国道5号線拡幅・改良計画(インド)	19931207	19940124	国道5号線のうちアンドラ・プラデシュ州チラカルリベット - ビジャヤワダ間	貸付完了済(2003年6月)

			(83Km)について、拡幅及び改良を実施することによって、道路輸送能力・走行性の向上を図り、ひいては地域経済の発展を促すことを目的とする。	
				ディスバース未了案件計 11件